

を賣買して私利を營めりと。抑も此謗議の起れるは其因由あり、決して憑據なしと言ふべからず。今其事實を左に明記して史家の参考となす。

△直弼執政の間、人の耳目に存するの登用信任を受けし者、幕吏に於ては石谷穆清、薬師寺元眞の二人、藩臣に於ては長野主膳、宇津木六之丞の二人なり。蓋し石谷は直弼の大老に任せられざる以前より交際ありて、密に政事を議したるもの如し。左の詠歌の如き其一端を見るに足らん。

彦根中將のもとへよみてつかはしける

穆 清

近江路の花たちばなの高さ香を、

我大君につけん人もか。

かへし

直 弼

橘は、むかしの香のみと、まりて、

今のこのみぞ、あはれかひなき。

井伊氏の徽章は橘にして、穆清の歌は、直弼の材器を將軍に知らせたきものとの意を示し、直弼の返歌は、陋材にして祖先に耻づとの意を表したるなり。直弼の此歌は、類題武藏野集（江戸人、仲田顯忠撰）と題せる書に見ゆ。此書は安政四年八月の出版なれば、恰も直弼が大老に任するの前年にありて、穆清時に勘定奉行たり。翌年四月直弼大老に任じ、而して其五月二十四日、穆清江戸町奉行に轉ず。此轉任は直弼の意に出でしものなるが、其の勘定奉行より町奉行に移れるは敢て特異の拔擢に非ず。但町奉行の職は府内の警視と囚獄の讞斷とを兼ねるを以て、直弼が反對黨と争ふに際し、此職の助を得るを要するが爲に之に任せしなるべし。其れ黨の獄を斷するに當り、穆清が板倉井上の二人と争ひしは、直弼の意を承けたるが故に、町奉行を以て却て其上に位する寺社奉行をも退くるに至れり。一時權威の熾なると推して知るべし。

又藥師寺元眞が直弼在職の間威權熾盛なりしは、紀侯慶福を立つるの間に奔走し、又直弼の出身を助けしによる。蓋し元眞、初め家慶の世子たりし時より西丸小姓となりて親近せられ、其立ちて將軍となるに及び小姓頭取に進み、家慶薨じて家定立つや尋で徒頭に轉ず。家茂將軍となるに及び、累進して側用取次となりしが、萬延元年閏三月五日、側用取次を罷めて側役となる。直弼の死を距ること僅に一月のみ。後幾何もなくして元眞退隱せり。元眞は一たび退きて復た用ゐられず。穆清は直弼の卒後尙ほ諸職を経しが、文久二年に至り、安政の斷獄其宜を得ざるを追咎せられて職を罷めしが、慶應元年再び出で、講武所奉行並となり。

是二人の重用せられしは、重に直弼が任用其人を失すとの指摘を受けし所以にして、穆清は稍職に適ひしも、其材器は安政年間罷免せられし巖瀬等諸人の比に非ず。而して元眞は一武辨に過ぎざりしなり。予、穆清元眞の人と爲りを大久保一

翁に問ひしに、石谷は温厚にして指摘すべきの癖なく、但邊幅を裝ふの人なりしが、藥師寺は一武人にして錢癖ありとの評を受けしと云へり。憶ふに此二人の如き皆庸材に過ぎず。而して不學の賤吏此の庸材の下に奔走して、苟且の術を多事の時に施し、又秘密政府が毎に依頼する不當の探偵の爲に、人をして厭苦せしめしなるべし。

△長野、宇津木二人の志共に功名に在りしが、長野は専ら威權に存じ、宇津木は兼て貨財に意ありしが如し。抑事情を以て之を推すに、長野は新進の臣にして、其信任却て宇津木の上に在り。宇津木は三百石を領せる世臣なれば、長野が藩内の指摘を受くること宜しく宇津木の上に在るべきが如し。然るに漫然たる誹謗の外特に指示すべきの攻撃に遭ひしは、長野に非ずして却て宇津木に在りしは、其意貨財に存せしによるなり。

安政年間貿易新に開け、金銀の公定相場を一變すべきに際し、(此時日本にては銀

價に對して金價甚だ低廉なりしかば、外人夥多の銀を輸入して我金貨荐りに外出せり。是に於て金貨頓に騰貴の勢を成せり。江戸堀留に出店せる豪商丁子屋小林吟右衛門（世に丁吟と稱せらるゝもの是なり）大に金貨を賣買せり。是商人は彦根領江州愛知郡小田刈村住なれば、直弼の意を受けて將に騰貴せんとするの金貨を買占めたりとの説起り、又此の如き利益を得んが爲に直弼は貿易を主張すとの評出づるに至れり。其實は、宇津木が金貨賣買の事に關係したりとの説の爲に、藩内の攻撃と直弼の詰責を受けしと云ふ。直弼の卒後、其秘匣の中に左の稿を發見せり。

「宇六一條に付兼々大心配之事にて、尤事實風聞致候事は有る間敷儀には候へ共、當人の愼方は不宜様に存。第一、生質多欲故に、人にも自然彼是被申候場合にも至り候事と推量致候。且又此間中、鍋島之贈物に付ては散々不手際之事詰り、斷を申出候間、翌日に相成、此度之處は差免し、以後屹度相愼候様にと

達候位之處。其後之處も別段改心之廉も相立不申哉にて、實に困り居候。一體は一先公用を放し氣を抜き候方、上下之爲には可然儀と存候。夫も當人より強て出願致候様に相成候へば重疊之儀に候へども、右様之決心は何分無覺束事。隨分名と慾を好み候故あらぬ事迄も被申立候自然の道理、困り申候。何卒當人合點參候様には不相成哉。元來宇六、長主は用立候者には候へ共、是を遣ふには心得無之ては相成不申候事。」

當時彦藩に内目付と云ふ職あり。是職に居る者は袴を附けず、白色の帶を用ゐ一見して他の職に區別するを得せしめ、親戚と平日の交際を絶ち、以て情實に流れ機密を洩らすの弊を防ぎ、専ら藩内の事情及び藩臣の非違を視察して、之を藩主に密告するを掌る。藩主其密告を受くる時は、其事情により意見を手書して密に之に答ふる事あり。蓋し直孝の遺制なりと云ふ。されば此の直弼匣中の一書は、内目付が宇津木長野の行を論じて之を殫せし者に答へたる草稿なるべく、文中「尤

事實風聞致候事は有間敷儀」云々とあるは、蓋し丁吟の金貨事件等に關せし者を指すなるべし。】

此時期に際し、世人が外交を疾むの熱度は沸騰の點に達し、社會の不幸を一括して之を外交の罪に歸し、轉じて外交を約せるの執政を疾み、攻撃百端。自己の利益の爲に外人に親むと思ふ者あり。貿易の爲に物價の變動するは失政の致す所と考ふる者あり。疾疫の流行彗星の出現も亦皆人事の招致せる災厄とする者あり。抗顔人の師と稱し以て世情を支配する者にして、大震暴風は國神外交を怒るの應となす者あるに至る。此昏迷の社會に立ちて多難の局に當る者、誰か攻撃の身に集まるを避くることを得んや。直弼の非命に死して、權姦の名を遺文に印するは、固より怪むに足らざるなり。

三

初め水藩の讎を受けて騷擾するや、人或は直弼の狙撃の禍に逢はんことを患へ、戒心を加ふべしと告ぐる者あり。水藩の士返勅の令を拒み、激徒脱走する者あるに至り、人益々直弼を危む。松平信發（上州矢田藩主）は直弼と親み善き者なるが、當時の事態極めて危殆なるを見て、直弼の身に變あらんことを患へ、一日櫻田の邸に到りて水藩の情況を詳述し、且曰く「長岡屯集の激徒脱走す、是れ其決意たる暴舉に在るが如し。憶ふに彼等水藩に累を遣さんことを恐れ、豫め藩藉を脱して其災を防ぐなるべし。果して然らば其脱藩は暴舉の前兆に非ずや。夫れ水藩の計畫を破りしは他人に非ずして卿の力に在る時は、其怒る所は他人に在らずして卿の一身に在るを知るべし。抑も脱藩の徒、他の使嗾を受けて一撃を卿の身に試みんも亦知るべからず。僕を以て之を見るに、今日卿の生命は風前の燈の如く又た草頭の露の如し。卿の爲に計るに、唯速に大老の職を辭して一身を保全し、以て物情の鎮靜を待ち、再び力を公事に盡すに如かず」と。勸告時を涉りて辭氣極めて懇切なりしか

ば、直弼深く友義の厚きを謝し、且曰く、「一身の安を計るは、卿の言に従ふの極めて利あることを知る。奈何せん、國勢の危殆今日に迫りて、僕一身の爲に計るに暇あらざることを」。辭色既に決して勸告を容るゝの意なし。信發因て更に説きて曰く「卿職を辭する能はざれば、願くは從士を増して不虞の變に備へよ」と。直弼曰く「死生命あり。刺客果して僕を斃さんとせば、假令戒心するも豈乘すべきの間なからんや。抑も諸侯從士の數は例格の定むる所にして、私に之を増減するを得ず。僕大老となりて自ら破格の端を發するは、他に示す所以に非ざるなり」と。信發更に其不可を論じて直弼を折かんとす。忽ち漏刻登營の時を報せしかば、直弼遽に辭して起たんとす。信發袂を把りて強て止めしかとも、之を拂ひて急に入りぬ。此時主客共に激して此争頗る猛なりければ、袖根之が爲に裂けしと云ふ。信發曰く、嗚呼我力遂に大老の厄を救ふ能はざる乎と。去るに臨み、直弼の臣富田權兵衛を顧みて大息して曰く「主公、予の勸告を聽かずして危殆を冒さんとす。足下等力めて警戒

し、主公をして過あらしむること勿れ」と。悵然として去れり。是れ實に安政七年二月廿八日の事にして、後ち數日、果して櫻田の事あり。

是より先、幕府の目付野々山鉦藏、直弼に退職して危険を避けんことを勧めしに直弼之を首肯して且曰く「僕の退職は難きに非るも、此難局を人に譲り、退きて安居すること能はざるを奈何せん」と。

直弼の侍臣田中雄助、宇津木左近等、亦其勇退して閑地に居らんことを勤む。直弼も亦退くの安くして、進むの危きを覺らざるに非ず。然れ共徳川祖公の我家を要地に封じて舊勳諸將の上に班し、特に政務に參せしむる所以のものは、國步艱難の秋に當りて幕府を輔佐せしむるに在るのみ。今日の時運を見るに、假令職に在らざるも義として袖手傍觀すべきに非ず、況や其職に在るに於てをや。汝等の予に對するや、亦猶ほ予の幕府に對するが如きのみ。是れ予が汝等の言に従ふ能はざる所以なりと。安政五年十二月、鎖港延期の勅允下りて事情稍々定まりぬ。雄助、左近復た

辭職を勤む。直弼肯はすして曰く、『今にして退かば、身家安くして形迹も亦潔し、獨り故將軍托孤の遺命全からざるを奈何せんや。予命を拜するの初より、身家を擧げて公事に奉ずるに決せり。豈今に至りて方向を變せんや。世或は權勢に戀々たりと言ふは予を知る者に非ざるなり』と。乃ち其嘗て詠する所の歌を書して二人に與へたり。

春淺み、野中の清水氷りゐて、

その心を汲む人ぞなき。

四

直弼の庶子を以て彦根の邸に潜するに當り、清涼寺の住僧仙英に従ひて參禪す。嘗て僧となんとするの意ありて、私かに之を仙英に詢りしに、仙英曰く『公子、禪學を修めらるゝは可なり。然れ共武臣の名家に生れて雄邁の氣象を負ふ。文武を

講じて徐に世用を待つに如かざるなり』と。懇に其削髮を止めしが、其後數年にして兄直亮の世嗣となりぬ。然れ共常に禪理を好みて仙英、千準等に交りぬ。千準も亦清涼寺の僧なり。

直弼嘗て自ら其法號を撰めり。事は安政四年の初にして、其卒するの前四年に在り。而して其位牌を製せしめしも亦同年の事にして、即ち大老に任せられたる前年なりき。

〔安政四年春、直弼、清涼寺の先整に詣で畢りて、住職千準に謂て曰く『予の法號を宗觀院柳曉覺翁となさんと欲す、適へりや否や。抑宗觀は別名なり、柳曉は予は柳を愛し又既に號とす。覺翁は長壽公（直興）の法號なり。予は常に長壽公の行爲を追慕するが故に此の如くせり』と。千準曰く『法號は公の意の欲する所に從ひて可なり』と。他日又詣で、曰く『予が長壽公を欽慕すると前日言ふ所の如し。故に予の位牌を長壽公の如く製せしめよ』と。手づから金百兩を千準に付

す。千準、京師の佛工山本茂助に囑して之を製せしむ。其成るに及びて直弼之を千準に托せり。」

安政七年正月、直弼

あふみの海、磯うつ浪のいくたひも、

御世に心をくたきぬるかな。

此の一首を自書して清涼寺に納めぬ。

人あり、土屋總藏の書像に賛を求む。直弼即ち書して曰く、

咲かけし、たけき心の花ふさは、

ちりてもいと、香に匂ひける、

是れ實に安政七年三月二日、櫻田遭難の前日に係れり。

五

其在職の間、一日、若年寄遠藤胤統、直弼に謂て曰く『宇都宮藩主戸田氏の族に間瀬和三郎と云ふ者あり。歴世山陵の荒廢せるを慨き、之を修めんと欲するの志を發し、嘗て屢々之を老中に建議すと雖も省せられず。彼れ告ぐるのを得ざるを以て、來りて之を僕に謀る。卿願くは此議を採用して和三郎の宿志を成さしめよ』と。直弼感歎して曰く『和三郎の篤志此の如し。僕必ず其志を達せしむべし。速に其意見書を上呈せよと傳告せられんとを請ふ』と。和三郎之を聞きて大に悦び、其の建議を草して而も未だ呈せざるに三月三日の變に遭へり。和三郎後に山陵奉行と爲りて大和守に任じ、氏を戸田と改め、明治維新の前後に當りて其功を奏す。然れ共其多年老中に容れられざるの説、直弼の時に至りて採用の端を發したるを以て、深く其知遇に感じ、當時を追懷して屢々之を知友に告げ、明治十四年十一月二十四日、忠至特に伊井氏を來訪して親しく往事を語り、又直弼の爲に建碑を唱ふる者あるを聞くや、此逸事を揚げて深く其學を賛成せしと云ふ。舉世直弼を痛擊して之を賊視す

るの時に在りて、獨り此湮沒せる事迹を公言し以て其知遇に報いんとせしもの、亦た本を忘れざるの一義人と謂ふべし。

六

顧みて我開國初期の世態を追考するに、紛紜錯雜、殆ど統緒を尋ぬるに苦むものあり。當時天下、外人を疾むこと賊の如く、其憎惡の念は延きて開國説を唱ふる者の身上に及べり。此時に在りてや、戦を説く者は聲望を博し、和を言ふ者は衆怨を招く。而して諸侯の戦を説く者も、眞に戦に意ある者と然らざる者と是れあり。領國の利害の爲に、衆怨を冒して開國を公言せざる者あり。政略の爲に鎖攘を言ふ者あり。予嘉永安政年間の事を當時の公文——建白の類——に徴するに搶攘の語勢を帯びざる者甚だ少なくして、往々其領國に施せる政略と相合はざるものあり。既にして之を其私書——手翰の類——に徴するに、當時稱して名侯と言はれし者は、大抵

胸中に搶攘の行ひ難きを感じるもの、如し。就中薩摩侯齊彬の如きは、分明に當時の所謂和交論者の一人なり。其安政五年四月十二日、勝麟太郎に與へたる書中に曰く。

「一 極内。京都の御様子も御承知と存候。此節承り候へば、再度御三家始め諸大名へ存慮言上に及ぶべく、其上勅答仰せ出さるべく候段、三月廿日、備中(堀田正睦)へ御達に相成候よし。左候へば、御不承知と伺ひ奉り候。外國の事情をも存せず時と位を辨へず、神州の御耻辱と一圖に相考へ、必勝の見据も無之、色々申立て候者、又浪人共立身の爲口に任せ申立候事を御取用相成候ては、誠に歎ずべき事と存候。公家の面々如何程議論申され候とも、現事に臨み候へば武家に御任せの外あるまじく、萬一此末彌々御不承知にて打拂に相成候はゞ、血氣無謀の面々競ひ立申すべく候へ共、一兩度手強き目に逢候はゞ、第一和親と申立候は必定。其上の和親にては猶更御國威も相立ち兼ね、御耻辱彌々増し申すべしと、實に心

配に存申候。御尋も御座候はゞ、十分に所存申上ぐべくと心得罷在候。」

今此書を以て、同年同月に直弼が草せる建議案に對照するに、其文を異にして意を同くするを見る。文中に曰く、

「世上にては、打拂と申者は勇々敷、和を唱へ候者は臆病の如く申觸し候由。勝算無之無謀に打拂申立候輩は、所謂暴虎馮河の徒、其實は彼を恐怖致候より出候事にて、御取用るに可相成筋には無之處。京都にては深く御案思、今一應諸侯の赤心御尋御座候様被仰出候由。一旦諸侯の存慮御尋の上評決に相成、京都へ被仰進候儀、猶又御尋被仰出候儀も如何に付、當今の形勢達て被仰進可然儀と奉存候處。風説の趣にては、京都へ傳手を求め種々及内奏候向有之處より、天朝にても深く御案思、右様に被仰出候趣にも相聞え。實以て左様の事に候はゞ、急度御沙汰に可被及御儀。併し一旦勅命御座候儀強て彼是被仰進候ては、御尊敬の道にもはづれ可申に付、今一應存意御尋、且京家へ取入彼是と申立候様の儀出來不申候

様、御取締被仰出可然と奉存候。——」

此の書中「京都へ傳手を求め種々及内奏候向有之云々」とあるは、暗に水藩が鎖攘説を内奏せるを指せるものにして、直弼就職後の政略は、此文中の意を實際に施せるものなり。此他堀田正睦の如く開港家と公認せられし者の外、當時に名ある人人には、水老侯齊昭、佐賀侯齊正、宇和島老侯宗紀等亦皆主戦家に非ず。老練にして政略に長せるの人なり。宗紀既に老を告ぐるの後、伊豫入道春山と號す。直弼と相親み善く、常に直弼の政略を輔けて、其子宗城と内外政治の意見を異にし、嘉永年間に幕府の諮問に對へたる時、宗城は鎖攘を可とする如き口氣ありて、宗紀は通交を試行せんとするの文書を呈せり。水彦の相争ふや、宗紀は彦黨に與みし、宗城は水黨に同せり。鍋島齊正は嘗て開港の已む可らざるを覺りて、其意を人に告げしことあり。然るに其嘉永の末年幕府に呈せし建白の文は、戦を主張する者に類せり。幕吏岡部長常は長崎奉行を勤めて齊正と相知れり。齊正の外交の已むべからざ

るを説くを聞き、其の建白の旨と相合はざるを疑ひて之を質せしに、齊正晒ひて曰く「子、正色して言ふを止めよ。是も亦大藩の面目なり」と。岡部因て齊正の意、此に在りて彼に在らざるを覺れり。

七

世間皆齊昭を以て鎖攘家の巨魁と思惟し、今日に至るも猶ほ此觀を爲す者多し。然るに其實は嘉永安政の間幕議に參せし時より意見小變したることは、之を遺書に徵すべし。明君一斑抄は齊昭嘉永四年の起草にして、米使ペリーが浦賀に来る二年前に在り。此書は一切拒絶の旨を記せり。中に曰く「たとへ此上來り種々願出づるとも、萬一姑息の御沙汰にて、其中一ヶ所たりとも許容し玉はゞ、其尾に取つき年々歳々難題申上、其中には御許容難成して是を拒み給はゞ、是の機會に乗じて戦争を起し、彼が十分の欲を遂げんと企なり。左れば一切當路の有司少しも臆せずし

て、日本の武勇を示したき事也。兵法にも我領國へ入りて不案内なる中に打ひしぐを肝要と覺へたり。異船も度々來りぬる中には、日本の様子をも暗じ、親みを結ぶ如き奸人あるも測り難ければ、以前の如く見掛次第、無二念打拂ふべき旨號令し玉ふ事國家の上策なり云々」然るに安政五年五月三日、水藩の家老宇都宮彌三郎を以て、幕府の執政に差出せし文書を見るに、齊昭の意見稍變遷せしを知るべし。其中に曰く「此方御武備御手薄にて、彼が願意御破被成難く、無御據御初めに相成候交易にては、御益の處も如何可有之哉云々。但斯様申候ては、交易は一切不宜と申様聞へ候へ共、左様には無之。方今の勢、二百年前通り鎖國には相成候兼御儀にて、交易も無御據候へ共、主客の勢を不失様致度と存候云々」

嘉永六年六月九日、齊昭が時の老中阿部正弘に與へし文中に曰く、
「八日にも御話申候如く、太平打續き候へば、當世の態にて戦は難く和は易く候へば、戦に御決し相成、天下一統戦を覺悟致候上にて和に相成候へば夫程の事は

なく。和を主と致し、萬々一戦に相成候節は、當時の有様にては如何共被遊様無之候へば。去八日御話申候通、海防掛計りへ極密に相成し、公邊も此度は實に御打拂の思召にて號令有之度。臍の下に和の事有之候ては、亦自然と他へ洩れ聞え候故、拙策御用に相成候事も候はゞ、和の一字は封じ置き、海防掛のみの預りに致し度事に候。右故本文にも和の字は一切不認候云々」

此一段の文を見て、齊昭本意の在る所を窺ふに足れり。故に其世に公表せし文書は著書建白共に激烈の語氣を帯び、斥夷の説終始一貫するが如くなりと雖も、其幕議に參するに當り、強て戦議を主張せずして已みしは、其本意彼に在りて此に在らざるが故なり、

齊昭の幕議に參せしは阿部正弘在職の時に在り。其後堀田正睦の上京に際し。齊昭内奏して幕府非戦の政略を非難してより、直弼の時に公武の間に一大紛擾を生ずるに至りしかば、直弼痛く齊昭の言行相違を論じて、之を京師に奏するに至りしな

り。即ち安政五年九月十三日、直弼が齊昭の内奏を駁して京師に奏せる「水府風聞書」の文に曰く、

「假條約調印に付ては、委細の事情早速可被仰上候處、彼是御内間御混雜之儀も被爲在無據御延引に相成候折柄、隱謀之徒申立候は、諸侯に被恐嚇、朝廷を御蔑視爲遊候抔と、種々恐多風聞、叡聞に達し、猶又被爲惱叡慮候段、乍恐御尤至極奉恐察候へども、御内輪に御混雜有之、今日之場に至り候御儀に御坐候。戦を唱候内にも水戸前中納言殿には、條理正敷、如何にも御卓論に候へ共、御直に伺候へば、今日可及戦争場合に無之と仰られ、言行御相違御不似合之事共云々」

八

抑外交の意見に變遷ありしは齊昭のみに非ず。藤田彪、會津安の如きも、亦晩年に捨攘の非策なるを覺りしと雖も、其説を公言するの機會を得ずして先づ没し、其

嘗て鼓舞激勵せし少年子弟は、皆捨攘の範圍を出づる能はずして、終始其内に進退したるなり。

「藤田彪屢々大久保忠寛を訪ひて當世の務を談ず。一日和戰の議に及びしに、忠寛曰く『外人兵を以て戰を挑まんには、我和せんと欲するも亦得べからず。是れ捨攘の已むを得ざるものと言ふべし。今の外人は交通せんと言ふ者なり。貿易せんと請ふ者なるが故に、我より捨攘に出づるは義に於て不可なるものあり。況や勝敗の數に於て我に危険あるに於てをや。世或は一戰して敵鋒を挫き、然る後に和せば士氣振ふべしと言ふ者ありと雖、是れ國家を孤柱にし萬一を僥倖するものにして、之を草莽の一快論とせば或は可ならん、苟も國家の重に任する者の試行すべき方略に非ざるなり。足下の意如何』と。彪曰く『然り。某も亦眞に無謀の戰を主張する者に非ず』と。其後、彪其姪原田八兵衛といふ者を忠寛に托して其家に寓せしむ。原田此時二十三四歳にして才識氣節あり、有望の青年なりしが、

惜むべし、疫を病みて早世せり。』(大久保一翁説話)

嗚呼、水藩の首として捨攘を唱ふるや、恰も國人の思想と相適ひしが爲に、一時天下を震動せしが、其領袖前後相繼ぎて世を去りて、末流の激徒其政略の中に運動し、之が爲に社會に許多の事件を現出せり。其迹領る佛國革命の進行に類する所あり。蓋し革命未だ起らざるの初に當り、ミラボー、ラフェット等の名士皆變革を首唱して後進を激勵せしに、是等の領袖相繼ぎて或は凋謝し或は權勢を失ひ、威力、無謀の徒に落ちて幾多の慘劇を演出せり。夫の斬首機によりて夥多の生靈を屠戮せし如きは、固より佛國改革首唱者の意に非ずして、齊昭の木主を奉じて毛總の間を鹵掠横行し、或は外人を屠り或は外館を襲ひし如きは、蓋し水藩領袖の志に非ざるなり。唯其議論文章他を鼓勵するに偏し、往々本心に非ざるの説を後人に遺して、首唱者相繼ぎて去る。是れ其名望一時に振ふと雖も、後生之が爲に針路を過つ所以なる乎。然りと雖も水藩の壯年後進が其先輩の本意に非ざる運動をなせしは、勢の免

る、能はざるものあり。今日の史家にして多く當時の真相を究めず、尙ほ五里夢中に彷徨し、齊昭、彪等を搶攘家となし、直弼、信陸等を姦人とするに至りては、眞に怪むべきの極と云ふべし。

九

抑も制度の表面よりして之を観るに、實力政府の中心は將軍の身に在りと雖、其實權は往々老臣の掌る所となる。直弼の大老に任じたる時に在りては、天下の權實は此人の身に存して、功罪共に之を他に推諉す可きに非ず。而して開港の條約此時に定りて、政治上の疑問紛然錯出し、時相の見易からざるは此間に過ぐるはなく、政治家の参考となるべき事迹の多きこと此時に過ぐるはなく、官民の鑑戒となるべき變故の現はれしこと此際に過ぐるはなく、擅制政體の不幸を示すべき事實を遺せること此時に過ぐるはなく、而して理由なきの詬罵疾惡を受くる者は直弼に過ぐる

はなく、史家の論評を要するの問題あるも、亦此時と此人とに過ぐるは無し。是れ予が開港の事實を安政年間の紀に繋げ、又之を直弼の傳に繋けたる所以なり。

爾後數年の間、開鎖の問題日本の政界を動かし、轉遷推移して今日の社會を現出せり。然れ共開國の一事に至りては、安政年間結約の餘影遺響にして、怒濤洪波屢々吾人の耳目を驚かすと雖、毎に其水準に復して今日尙ほ未だ當時の面目を大變するに至らざるなり。予今此時期の事實を直書して之を後人に告ぐ。他日人ありて我外交史を修めんとせば、此區々の著編も亦參考の小補なきに非るべし。

予此傳を草し畢るの後、黙坐閉目、既往三十餘年間の事を追想して、大に感ずる所あり。嗚呼、社會の遷移、毎に衆人の意表に出で、其間又變故百出して殆ど端倪すべからざる者あるが如し。然りと雖、秩然紊れずして統緒の尋ねべき者、常に其中に存せざらばならず。而して其極、必ず達すべきの地に達するに非ざれば已まざるなり。之を水に譬ふるに、其初め源泉混々として山間を出で、溪谷を經、巨巖に激し、砂洲に阻せられ、屈曲彎回、奔流となり瀑布となり、淺灘となり、深淵となり、千様百態一々名狀す可らざるも、其勢常に下きに就きて終に海に達するが如し。孟軻曰く「禹之行水、水之道也。」夫の政治の術たる、他にあらず、則ち社會の

大勢を察して之を指導するに在り。是れ水を治むる者の能く水の性を察し、能く地の勢を測り、之を疏通して以て汎濫横溢の害を防ぎ、灌溉運漕の利を興すと何を以て異らんや。予嘉永以後の變を視るに、其情況たるや、宇内の大勢東洋に漸及するの氣運に際し、國人之を察する能はずして區々の異言を立て、却て能く水を治むる者の肘を掣したるなり。

二

抑人類相交り貨物相換ふるは、社會理法の自然に出づ。然るに我國二百餘年、萬國の通交を謝絶し鎖國の政略を實行するを得て、内外共に之を變ずるの機發せざりしは、眞に奇異の事と謂ふべし。我國人は之を以て一に祖宗の遺法に據るの致す所となせしと雖、其實は海外の大勢自然に我國法を助け、内外相因りて此一種の奇狀を繼續せしに過ぎず。故に外勢既に變ずれば、内政も亦從て變せざるを得ず。我豈

焉ぞ區々の遺法に由て、世界を震撼するの大波瀾を支ふるを得んや。是れ内に強大の反對あるに拘らず、遂に開國の氣運に達せし所以なり。其未だ此氣運に達せざるの途に在るや、二三先見の士其兆を察して開國の説を立つるあれば、天下舉りて之を非責し、此に一場の紛争を開くに至れり。此時機に際し、政論相異なるの故を以て名士の多く禍に罹れるは、固より時運の不幸にして個人の尤むべきに非ざるなり。然りと雖も此間國に忠するの心を懷きて身を殺し世を益したる者に至りては、其心事を明にし其情實を詳にして、之を後代に告げざる可らず。豈當時争議の間に發したるの偏情によりて其功を没し、其冤を不雪に終らしむるに忍びんや。

三

「夫れ國家已に開明の氣運に達したるも天下之を覺らず、兄弟を暗中に戦はしむるの慘劇を現せしは果して何によるや。蓋し鎖國の制度久しく天下の耳目を塗り、秘

密の政略多年上下の事情を阻てたるもの之を致せるなり。是れ幕府其原因を往昔に播して、後年自ら其結果の弊に苦むに至れるのみ、嗚呼又誰をか尤めんや。若し夫れ初より歐學の修習を便にし、國人をして宇内の大勢に通せしめ、政機を洞開して其方向を國中に知らしめなば、假令一時の反對を試むる者あるも、豈當時の爲政者を鎖攘の圍中に陥れて之を脱するを得ざるに至らしめんや。然りと雖も、智見の開達と政機の公示とは、之を擅制の政府に望むと能はざるなり。海外の通交絶えて政機の秘密に屬せしは、幕府が擅制の政治を維持して二百餘年、天下を制御し得たる所以なり。若し其言論を自由にし其交通を自在にし、又其政機を公示せんには、名實の二政府並立する能はずして、天下一政府の下に歸せんこと、必ずしも慶應の年を待たざるべし。是によりて之を觀るに、舊體の政府は、内外の事情を疏通するも困難を受くべく、阻隔するも亦困難を受くべし。之を要するに千九百年代宇内の大勢は、擅制衰滅の氣運にして、我日本も亦此大勢に衝動せられしに過ぎざるなり。

夫れ明治維新の革命を促せし人々は、幕府が攘夷を決行せざるを憤り、皇威の國內に行はれざるを怒れるものにして、所謂尊攘家の精神なる者はなり。此精神は、歐西の通交を絶ちて神權の政府を恢復せんとするに存す。夫の偏狹の神道者流と僻陋の漢儒者輩とが、此變革の前後に氣焰を吐きたるも、亦其精神の此に存するを證するに足れり。然れ共其變革の功を成すや、外は諸國に通ずるの已む可らず、内は列藩の衆議を取らざる可らざるに至り、輾轉相移りて今日の社會を現出せり。是豈世界の氣運に支配せられしに非ずや。

嗚呼、鎖國の黨紛然開國の政略を攻撃して其人を殺すに至りしと雖も、其人殺すべくして、其政略は遂に之を殺すと能はず。是れ開國の氣運は人力の之に抗する能はざるに由るなり。武權の政府を倒ふさんと欲して能く之を倒すを得たるは、名實

の二政府を國內に並立せしむるの氣運既に逝きたるによる。其神權政府を建てんとを冀望して其冀望を遂ぐるを得ず、却て歐西の政制に倣ふに至り、前途又將に代議の政體に變せんとす。是豈大に變革者の初心に背く者に非ずや。嗚呼、氣運の遷移は、區々人力の能く阻遏し得るものに非ざるなり。

五

原忠成、市之進と稱す。徳川慶喜、將軍家茂の後見となり總督府を京師に開くに當り、忠成、梅澤守義と共に其府事を攝し、其後慶喜の將軍職に補するに及びて目付役となり、機務に參せり。其の著はす所の「督府紀略」の敘に言へるあり。曰く、

「自初予入京師、凡三易歲。其間人事轉遷。以予所見、不知其幾變。於是窃感時運之移、誠有非人力所能支者。嘗觀古今盛衰之際、如是則治、如是則亂。三尺童

子皆所能辨而知、而處其時當其局者、類不能悟、終以取亂敗者不少。是爲可怪也。及今深考其得失之故、而知天地間本有自然之大勢、循環流動、轉變無窮、而其潛會默移、常出於人意之表。以故處其時當其局者、或有不及知、知而不及制者。嗚呼古今之變、固難與俗士言矣。因以獻歎者久之。」

予此文を讀で、忠成が此急潮激流の間に立ちて既往を回顧し、俯仰感慨に勝へざりしを追想せずばあらず。忠成は水戸の人。藤田東湖の從弟にして、才學夙に成り、皇漢折衷の藩學を奉じ、尊王攘夷の主義を以て、藩内壯士の領袖たり。幕府が勅書の返還を水藩に促すや、之を返還するの義なきを説きて、其不可論を草したるは忠成なり。是れ忠成、其初め直弼信睦等の處置を怒りて憤慨骨に徹し、槍攘の説を唱へて以て世の論者を鼓勵したるものなり。後數年、將軍慶喜を京師に輔けて大政の衝に當るや、諸國の公使、條約の文に徴して兵庫の開港を促す。忠成此時鎖港の非計を覺りて開國の説を將軍に進む。然れ共其嘗て鼓勵せし壯士は、依然鎖攘

の説を持して社會に縱横し、忠成も亦前言に憚りて其説を世に公言せず。是に於てか其行爲、其説と齟齬するの迹あり。暴徒は忠成の竊に開國論者に傾けるを聞きて之を疾みしが、其間又流言をなして忠成を中傷する者あり。遂に刺撃の殃に罹りて死す。

予「督府紀略」を讀み、其前後の行爲を回護するの迹あるを見て、深く其心事を悲まずばあらず。我幕末政海の波瀾洶湧せるに際し、壯語人を効して自ら同一の困難を踐み、暴舉他を踏すを快として、身亦同一の奇禍に罹る者問々之れあり。嗚呼嘉永以來十有餘年の間、有爲の才を懷きて此困厄を踐み、奇禍に罹りし者果して幾人の多きに至れるや。而して忠成の如きは其最も慘なる者なり。予故に之を詳記して時世の變遷を示し、併せて當時士人の心事を悲み、又其遭遇の不幸を弔すといふ。

予又謂へらく、徳川氏の天下を制御するや、治具大に備はり、亂を防ぐの用意最も周密にして、意外の變故あるに非ざれば其基礎遂に動かざるなり。蓋し其制度は封建擅制の至精なる者と謂ふべし。其二百餘年間治平を維持せると豈偶然ならんや。

然れ共其繼續の制度に至りては一定の順次を立てず。家康が三家を建るや、血胤を廣めて永く其系統の絶えざらんことを望むにあり。是れ立君の制度に於て須要の用心と云ふべし。但本統偶々絶えて支統の之を承くるに當り、其何れを先にし何れを後にする、明確の制度なかる可らずして、其此に及ぶなきは抑何ぞや。從來東洋の諸國皆君主を立て、治を爲し、我國の如きは、上天子より下諸侯に至るまで、皆血統の相續によりて君位を承繼したりき。而して其順序を規するや、僅に長子相續

の習慣あるのみ。故に嫡庶本支の統に關して往々分争の端を啓き、爲に社會を驚擾するに至ることあり。保元の變亂の如き、南北の分争の如き、畢竟端を此に發せずばあらず。而して徳川氏二百餘年の間、其治平を破らんとせしもの、亦唯相續の疑問を以て多しとなす。四代將軍家綱薨じて嗣なし。酒井忠清は鎌倉の例に倣ひて、某親王を迎へんとするの意あり。幕營洶々、幸にして館林侯綱吉を迎ふるに決して、事始めて定まりぬ。七代將軍家繼の早世するや、繼嗣の論又起り、幕議分れて二となり。一は尾侯繼友を迎へんとし、一は紀侯吉宗を立てんとせしが、遂に吉宗を迎へて將軍に奉じたり。是に由て尾侯は憤恚して藩政を顧みず、終に罪を獲て廢錮せらるゝに至れり。

【繼友、内議の既に吉宗に定まれるを知り、疾と稱して迎立を辭し、幾もなく病で薨す。其弟宗春、封を襲ぎて、吉宗の下に屈するを憤なり、行を繼にして退老を命ぜらる。】

是時、徳川氏の威力内に盛にして、外患の顧慮すべきものなし。故を以て其基礎

毫も動かざりしと雖も、其事は實に國基を動かし争端を啓くに足るものあり。

七

十三代將軍家定の時に至りて此疑問又發し、適ま外交の疑問と交錯して、爲に無前の紛擾を生じ、忠鯁の臣、有爲の士、多く禍に罹りて、幕府も亦尋で亡ぶるに至れり。夫れ外交の一事固と以て國論を激するに足れり。然れども繼嗣の事はと共に起るあるに非ざれば、其擾亂慘狀此の如く劇ならざるべし。是れ繼嗣の制具はらざらば爲に此弊を受けしにあらずや。予是に於てか、歐西の君主國が繼嗣の一事を憲法に具載して不刊の典となし、以て禍亂を未萌に防ぐの用意周密なることを贊嘆せずばあらず。

嗚呼、此の事蹟は一徳川氏制度の缺點を證するに過ぎず。然りと雖も、相續法の君主政制に大關係ある所以の理は、之を何れの政府に推すも、皆然らざるはなし。

予故に此義を表出して以て本論の結と爲す。

明治二十年十二月

島田三郎識

予が此編著の念を發せしは明治十九年の初に在りて、爾後力を其材料の蒐集に盡し、逐次に諸書を涉獵し終りて後、嘉永安政間の事迹、髣髴として心目の間に現するを覺ゆ。因て二十年五月より著述の筆を採り、十二月に至りて稿を脱し、二十一年二月竟に校訂の功を竣れり。篇中事端の錯雜なる、固より紕繆を免るゝ能はざるを知ると雖も、亦自ら信ず、世上に流布するの近史と其趣を異にするものあることを。

中村敬宇曰「畫工畫鬼神易、畫人物難。史家亦然。古史遠而虛、雖事實多錯、而

世人率不能知。近今之史、則近而實。事蹟少錯、則責者隨至。本書紀事の如きは、當時の論者今尙は多く存して、事蹟の錯誤を責むるの機會あり。予は其指摘批正を受けて、再刊の参考と爲さんことを切望するものなり。

明治二十一年二月

島田三郎追記

直弼の思想と『籌邊或問』

〔附録第二〕

一

彦根藩に儒臣あり、中川祿郎と曰ふ。藩士小原君雄の長男なり。君雄詠歌に長じ、又國典に精し。祿郎幼なる時、出で、叔父中川勘解由に養はれて其家を承ぐ。中川氏は元彦藩の臣なりしが、安永中罪ありて放逐せられ、後に赦に遭ひて、其藩領近江國愛知郡薩摩村の一向宗善照寺に仕へて室老となる。

祿郎初めの名は韡、字は子鄂、漁村と號す。藩士西郷路郷の門に遊び専ら漢學を修め、經術詩文自ら一家を成す。然れ共章句に拘々たらずして博覽に力めり。從學者頗る多くして、名聲漸く見はる。天保十三年、藩主井伊直亮召して儒員と爲し、弘道館の教官に充てらる。

嘉永六年、米艦浦賀に來りて通交を求むるに當り、幕府諸侯に令して意見を言はしむ。直弼答議を呈せんとして先づ之を藩臣に詢れり。皆拒交搶攘の説を勸めしに、祿郎獨曰く「時と與に推移して物に凝滞せざるは聖人の道なり。時勢既に變せり。今日は古例を固守すべきに非ず。其請ふ所に應じて、之に因て國威を海外に伸ぶるの計を爲すべし」と。其意見、直弼の説に合ふを以て採用せらる。然れ共之が爲に藩内論者の毀貶を招けり。安政元年十二月二日死す。歳五十九。

二

初め弘化中直弼の立ちて世嗣となるや、修身治國の要を祿郎に問ふ。祿郎四卷二十篇の書を著して之を呈し、題して「蕪蕘之言」と曰ふ。予其書を見るに、平易の文を用ゐて聖賢の治道を説き、其言を立つるや多く近古の事蹟に據り、特に徳川氏以來の政蹟を詳にするものなり。後又「蕪蕘之言餘語」を草して之を進めり。「蕪蕘

之言」中「人君の御身、御自身儒生の如き讀書を勤め、經史群書を講究被遊候事は、迎も難成、且は人君の御本意に被爲背候」と言ふが如き、責むるに糟粕の經籍に涉るを以てせずして、實行を先にするを以てし、其讀むべきの書目を撰むに、多くは之を近代の雜史、徳川氏以來の制度等に取れり。

夫れ米使の來航に際し、洋學者を除きては、其言ふ所搶攘の氣臭を帯びざる者甚少なくして、和漢の學に長する人は却て此傾向多きが如し。祿郎博覽に力むと雖、其讀む所は和漢の史冊に止まりて、洋書に涉りしに非ず。然るに能く時勢に先つの説を立つるを得たるは抑も何によるや。其嘉永年間草せる所の「籌邊或問」の如き、今より之を見るに、迂遠陳腐の説に過ぎずと雖、當年に在りては出群の見にして、特に其儒家の筆下に成るに至りては、最も録するに足るものあり。今其全文を左に掲ぐ。

「或問曰、此度アメリカ國より四個の夷艦、浦賀表へ入津し、其國王の書を捧げ浦賀奉行に相渡し、有無の返答を聞んと申募り、終に從來長崎の外接對は國禁と致候も破れ、又乗入る事禁制の場も乗込み候へ共打拂ふ事もなく、彼の申す處に従ひ、奉行書牘を受取被申候由。右は彼に言路の理あり我に辭なし。畢竟我是迄因循苟且に打過ぎしより斯る場合に至る歟。深く考ふるに、是迄長崎紅毛の通事、西洋より申越し候主意、其無禮の辭を忌み、眞實に譯解せず、程よき様に公儀へ申上候事と覺ゆ。夫故直對になると我言分不立歟。先其儀は差置、此度持參の書は如何成事を申越せしか。公儀の廟秘知るべき事にあらざれば、處置の得失も又議すべからず。然れども交易を許すか打拂ふかの兩條より外はあるまじ。千差萬別議論有之共、交易は紅毛人同様に許すか、又は日本闔國必死を究め、北條時宗の元の使を殺し戦ひし如く打拂に決する歟。此二條の外議論あるべからず。願くは足下の意を聞ん。

答曰、先年文化度オロシヤ一件之節、松平越中守殿、執政の上首として建議せられ、松前は我外國に接する地にあらず、此末は長崎へ來るべく、交易は又議する事あらんと信牌を與へ被返候。是は、オロシヤは北夷なれば松前の地を好むべし、長崎へ廻れといはゞ彼必來るまじと、誠に少量の淺識より興る。日本は寛永以來外交せざれば田舎となり。外國の様子も知らず、北なれば南を嫌ふべしと思ひしは、扱愧敷事どもなり。果してレザノツトを使節とし、何の苦もなく長崎へ入津せり。此時殆ど辭に窮し、終に交易を謝絶し信牌を奪ふ。レザノツトは何となく歸りしが、オロシヤの邊人、惠士魯府を侵掠し、明年北あぐ内浦を焼拂ひ、南部津輕の將卒ども一敗し、北邊の騒動、東奥の疲弊散々の事なりし。然るに去る弘化年中、紅毛本國より使節を立て、書牘を贈り、日本の利害を説くと稱す。此時の夷書、公儀の大秘なれば、如何なる利害を説きしか不可知。然れども日本の爲筋と稱すれば、窃に察するに、西洋一體近來蒸氣船を發明し、萬里比隣

の如く、萬國相互に有無を通じ、同盟通知せり。此上は地球上の國々通和の心なき國あらば、西洋一體して改め伐つべしとの同盟あり。此時日本一國故轍を守るは甚國計の善にあらずと、利害を説きしなるべし。此時の返事如何有之歟知らねども、慥に交易不許の返辭をなし、紅毛は通商すれと通信せず、通信は朝鮮琉球の外なしと國王の書を返し、執政より當座遁れの返事と見えたり。西洋にては此上紅毛人の仲人をまたず直對せんと計り、夫より浦賀の咽喉の地なるを測量し、此度アメリカ國四ヶの大艦を以て國書を捧げ、有無の返事を聞かんと云ならん。日本、田舎翁と成りしより蘭人をも疑ひ、又は長崎譯史當座の言を當にして、一年來らざれば最早よしと思ひ、二年來らざれば頓に忘れたる如く、執政大臣太平に其日を送り、今日に至り俄に事の出來し如く、纔四艘に日本中騒動し、公儀直對の場に至りしは、實に長大息なすべし。台廟の、神君御臨終に、天下は亂れんと御答有りしは、太平の世も一日も太平とせず天下やがて亂るゝと思召たまふと

の御事なり。古人の「先於天下之憂而憂、後於天下之樂而樂」是の如きの忠肝、古來の稱する所なり。去る弘化中、禁廷被惱宸襟、新に幣使を八幡に被立、其上神州の瑕瑾無之様關東へ御下知有りしは、さすが一天の御主として涙を浮め難有奉存候事なり。今日の處置其宜を失ひ、神州の永患を醸せば、武家の面々罪を遁るべからず。

或曰、足下唯既往を咎めて今日の策なし。今日は打拂ふべき歟、交易を許さんかの二ヶ條なり。此二ヶ條の得失利害を聽かん。

答曰、此二ヶ條、一つも叶ふべからず。先打拂ふべし戦ふべしと言ふは、武士の當り前なれば、凡武士なる者は心底に必勝の事は知らねど、口を開けば皆打拂ふべしといふなり。外國を恐るゝ様にいへば未練に聞ゆれば、いつにても打拂はんと言ふは田舎武士のりきみと言ふ物にて、廟堂の策にあらず。よく見られよ。今日本國に戰場につかふべき大將ありや、士卒ありや。外國と舟も〇〇〇（此三字原

文靈滅) 打合ひつき合ひせし者は一人半卒もあらざるなり。夫戦は大將にあり。老中御家門を初め誰一人も場數の覺へはあるまじ。天草の亂にすら、水野日向守を待つて攻むべしと御下知有之は、場數の老將なればなり。彼西洋は今にても所々に戦亂有之、且軍艦早舟大砲の取廻し百練の者なり。臺場ある方は避け、地の利を窺ひ、眞直に港口を乗入り、江戸近海を亂妨すべし。又一二艘は下田邊より打惱し又房州にも近寄らば、根本の江戸大亂となるべし。勝敗はしばらく論せず、諸國より人數を出し、我れ一と江戸に馳集るも、廻船をとめられ、第一兵糧はなかるべし。太平虚備なれば、倉はあれど米は満たず、硝磺も足らず、大砲あれども打手未練なり。彼西洋、砲術は軍中の神器たることを飽迄知れば、百人は百人、千人は千人、上下皆炮なり。近年英夷清國と戦ひ有之趣。十四五町の間は勝敗別る。手詰の勝負は至て稀なり。清國の林則徐勇決に乗じ兵端を開きしが、英夷存外強く、海邊の城五ヶ所迄被乗取、國中の騒動となりしが、大臣に異議出

來、終に林則徐を退け罪し、和議を取結び、英夷十分の勝を成し、清國の大辱聞くも中々無念の次第なり。今日日本にて兵端を開くと云ふも亦同じ勢ならん。夫故兵端を開くと云ふは叶ふべからずと申すなり。又交易を許す事は、從來の大禁を水の泡となし、城下の盟にひとしく公儀の耻辱なり、是又叶ふべからず。

或曰。さては手を束ねて策なし。如何なる策か當時宜を得ん。

答曰、予近年諸方の海防策又は諸有司の上書を窺ふに、皆兵端を開き干戈を動かし夷船を防ぐにかたより、成程武家らしく見ゆれども、實地に踏みし論にあらず。神君の仰に、治國の道三あり、第一量國、第二量人、第三量食。國の大小、地の遠近を知りて治め方を施すを量國と云ふとの上意なり。今日日本の國を量るに外寇を防ぐに便ならず、四方皆海なればなり。又量人に、當時の勢、戦争に用ゐるべき人なし。又量食に、江戸は海運を妨げられては一日も保つべからず。三量の事皆不可なり。こゝに一策あり。是迄とかく來りて交易をなすを斷るに困じ

果たり。此度は此方より商船をやらんと言ふべし。傳へ聞く、文祿の初、長崎にて末次氏二艘、舟本氏一艘、荒木氏一艘、糸屋一艘あり。又泉州堺に伊勢屋一艘、京には角倉、茶屋四郎次郎伏見屋某各一艘。都合九艘御朱印船と唱へ海外に通商せり。慶長十四年八月、藤堂高虎に命じ五百石以上の兵船毀廢せらる。或はいふ。薩摩日向より大船を以て江戸を襲ふことあらば、一夜に來るべしといふにふれりと。慶長十六年、和蘭の加必丹センスカ返り忠して變を奉りしより、邪教の變を憂ひ之を被禁、寛永十二年右九艘通商を永く被禁しなり。是より日本田舎となり、外國の事は通事より申上る風説書を當にして外國の事を知らず。今日彼に答ていはん、「我日本、外國と互市通商唐土和蘭限り、其餘を禁する事今に二百年永く祖宗の御制禁たり。然るに有無相通するは天地の大道なり。天地の間に在りて天地の道に違ふは是又日本の好む所にあらず。故に此度祖宗の神に告げ、新に謀り、今より我商船を蘭の會所咬啗吧の商館に遣し、年々永く通商して互市すべ

し。交易の貨は我餘る所を積み乏き所を給すべし。此品はアメリカ、此品は佛蘭と分賣らず。品は和蘭に任すべし。此方より遣す上は來るべからず。我日本沿海礁石多く大船を泊する地に乏し、旁以此方より遣はすべし」といはゞ、彼何ぞ服せざらん。扱大阪長崎等にて御朱印船を復し、水主船頭は暫く紅毛人を雜へ雇ひ、ジャガタラに向ふべし。妖教の禁制方はいくらもあるべし。日本人大海を乗廻し、外國をもよく知り、舟艦の法を辨へ、鐵砲の打方も熟し、田舎風を一變し、勇氣を海外に振ふべし。籠城には橋を引かずと言ふは、居すくみに成り、勇氣衰へ籠城ならずと聞く。今日本も居すくみに成り、外國に氣を吞まれたり。宜く我方より仕掛、英氣を示すべし。予赤坂中邸に在り、何人の筆か知らず、其要文に「命渠曰、我國禁外國接濟、二百於茲。雖然各國通有無、天地之大道、不可違矣。今格外深慮、差我商船、向咬吧汝商館發、永可以互市。然交易之貨更無、外國轉賣任汝所取云々」予此篇を借り一夜誦吟。此策當世の宜時に叶ひ、一世を

蓋ふの勇氣紙上に溢る。神君、北條氏と通婚せし後、群臣は何のかのと申せしが何の頓着なく黄瀬川を超し參會し給へり。太閤の單騎にして上杉氏に逢ひに往かれし如く、此方より往けば勇氣を呑む。今や日本一角戦せんとして勇士らしくいへど、居すくみになりて英氣なし。今日の策、往くを良策とすべし。妖教に懲り、居すくみに成り、皇國の害を待つは、國を計るの策にあらず。此策も例の田舎翁の見込かも知るべからず。吾子深く包み、人に語ることなかれ。」

三

予、祿郎の事を彦根人に問ふに、皆天質豪邁博覽多識の人にして、實際の政務に與からずと雖、直言を好み、屢々其説を藩主に進めしと言ひて、頗る推重するの色あり。然れ共其名は藩内に播くに止りて世人之を知る者少なく、予は近時の書中、僅に其名を山陽文中に一見するのみ（山陽遺稿に中川祿郎名字説の一篇を載す）。但

し其大に山陽に重んぜられしに非ざることは、其文に於て之を見ることを得。想ふに其學たるや、重く意を制度史傳に用ゐ、詩文の以て人の耳目を炫耀する能はざりしによるなり。然れども其識見の卓絶なるは、當時の儒流中希に見る所にして、蓋し之を日本近古の史録に得たるが如し。其死するや、直弼の大老に任せらる、數年以前に在りと雖、其説や直弼の意見を一進して、大に後年の政略に現はれたるが故に、祿郎一篇の文は、予之を開國始末に附載せざるを得ざるなり。

開國始末に對する疑問〔附録第二〕

四〇八

明治二十五年四月十七日、東京神田錦輝館に於て演説

一

聽衆諸君。今日私は先づ此席に出まする由來を御話し致しまして、それより稍々辯駁的の演説をして、諸君の清聽を煩はさうと思ひます。

私は一身のことを申し上げますと、今は至極繁忙な時で、私の五十年間、若しくは六十年間の生涯を豫想して見ましたならば、此兩三年は一生中の一番忙がしい時で無からうかと思ひます。此忙がしい中に、本年二月より來月の終り頃までは、三年間が一番忙がしい時である。此忙がしい身で、今日の演説は、平生運動の事柄と稍々

違つた論題に涉りますことは、細密の調をなす餘地もなく、又才力の微なる所からして、不行届きなることを、如何にも慚愧致します。併しながら斯様なる不便があり、斯様に顧慮する所あるにも拘はらず、多數の御方に向つて、私の意見を述べるのは又故ない譯ではない。一方から見れば不便の時期ではあれど、又一方からは好機會であると思ひます。何故に好機會であると申しますれば、今日の會は彦根の青年諸君が、舊彦根侯の三十三回忌の追悼を爲さるので、夫が爲に、感情を同じくする人々に請ふて、演説會を開くと云ふことである。即ち私は感情を同じうするの故を以て、追悼の意を表したいと同時に、私の一身に取つて胸中に蓄へて居つた事を申したのである。井伊元老の身事に付き、先年來種々な議論をした者がある。其議論をした者に向つて、私が答辯をすべき責任を有つて居りましたが、如何にも繁忙なる自分、別して才力の微なるが爲め、又其の機會の無きが爲め、今日迄三年間程、此事に付いては一回も述べることをしなかつたのである。夫れ故に今日は、一

方には彦根侯の追悼の意を述べ、一方には世の中の論者が爲したる、私に向ひて爲したる議論に對して、意見を述べたいので。聽衆諸君には、私の便利を申して或は如何に感ぜらるゝか知れませんが、實は此問題は私個人の事ではなく、社會の公問題であると思ひます。

其事の由來を御話し申すと、明治十九年のことで御座りましたが、舊彦根侯の二十七回忌に當りまして、平生私の胸中に思ふて居た考へを筆端に泄らしたことがあつた。私は原來、世評紛たる時から夙く彦根元老の志に同意を表して居たのであるが、此時に於ては事蹟を細かに知らなかつたのである。然かしながら世間の歴史家又は論者が彦根侯を論ずるの意見には同意を仕兼ねたが爲に、丁度二十七回忌の時に當りて、私の關係ある所の毎日新聞に、彦根侯の身事を論じた文を掲げましたが、之が緒となりて、只今大阪に居る控訴院の檢事豊原基臣君が、私に元老の事蹟に關する書類を貸與して、私の考案を大いに助くる縁となりました。豊原君は彦根の人

で又私の舊友である。其以前から嘉永安政以降の種々の事を書いたものを見るに、何分事實を得て居らぬと思ひ、又此國家多難の時に、議論の異なるが爲に其志を知られず、或は奇禍に罹り、或は冤枉に斃れたる人々の事實の多く傳はらざるを惜しんで、佐久間象山先生の逸事を其門人の北澤正誠君に問ふて、私が評論を加へて新聞紙上に掲げたことが御座りました。其次に私の胸中に浮びましたのは、今日追悼會の目的になつて居る井伊侯の事で、其事蹟に評論を加へて、年回の因みに依つて書きましたらば、只今申しました友人豊原君が、其事蹟に付ては種々の遺書があるから、それを見たら参考にならうと云ふのが發端であります。

此遺書は珍奇の者で、井伊元老が遭難後の時代には、當時の密事に關する文書を蓄へて居れば、非常な變に遇うであらうと云ふので火中に投せらるゝ所であつたが、幸に幕府と京師との間に往復した機密に涉る書簡が、彦根の人大久保章男君の、身に引受けたる保護に因つて残つてあつたのを、私が見ることを得ました。それを見

ました所が、平生私が考へて居る所の一般の思想と其事蹟を結付けて、世の中の人の井伊元老に對する評論が誠に當を得て居らぬと云ふ感覺が、一層私の頭腦に浮びました。それから此事蹟を編纂して世に問はふと思ひ、不才を省みず時日の少なきを忘れて、遂に「開國始末」と云ふ一書を著はして世に公けにすると、是から世の中に議論が湧いて起りましたが、只今まで此議論に對して私が一言も述べることもなく、辯駁の文を草することもなく、只僅かに海外の旅行先から一片の書簡を贈りて、新聞に公けにした丈けに止めて居りましたのは、止むを得ない譯でありました。

此書を著はしましたのは明治二十年の終りで、二十一年の二月十日頃に出版して、私は其の十四日に日本を離れて一年半程海外に旅行を致しましたから、世の中に種々の議論が出ましたのは、丁度私が海外に居つた時であつた。友人等が新聞の切抜雑誌の抄録などを書簡に封じて、私に示して呉れた位であります。此間僅かに一年か一年半の時日を海外に費したいと云ふのでありますから、旅行中は一日の暇も誠に惜しく、是に對して意見を述べる暇もなく、只僅かに一片の書簡によりて其大主義のある所を世に示した丈けで御座りました。其から二十二年に歸國致しますると、直ちに波風荒き政治の社會に身を投じて、引續き一生中の一番忙がしい時に出會ひましたから、今日まで意見を公けにする暇がなかつたので御座ります。併しながら私の榮譽と致しまするのは、私の著書に向つて世の中の人々が是非を加へた事近年に比ひないことであると云ふ位、新聞上で言はれたのが、誠に私の身に取つては、譏られたのも愉快である。譏らるゝことの多きは、世の中の人々が之を輕々しく見て呉れぬので、私の身に取つては榮譽と考へて居ります。元と斯様に論ずる人も、斯様に批難する人も、一己の私情から出たのではなくして、世の中の公けの事を云ふたので。人の事蹟を論じ心術を評して、確實正常なる事實を世の中に知らしたい、善かれ悪しかれ眞實の事をありの儘に見せたいと云ふ趣旨から出た者だと思ひますから、私の一身に取つては是等の議論に向つて相當の挨拶をすべき義務があらうと思

ひます。斯くまで評論になつて居るのに、それを黙つて冷淡に過ぎるのは如何にも禮義に於て缺けたことであると感じましたが、幸ひなるかな、井伊侯の三十三回の追悼會を開かるゝと云ふ此席に、私が思ふて居つた所の意見を述べざるを得まざるのは、一には井伊侯を追悼するの意を表するに好き機會であり、一には私の胸中の意見を諸君に訴へるに好き機會であると思ひます。此の二つの理由から、繁忙なるにも拘はらず、甚だ愉快に感じて此席に立つた譯で。是より私の論じ出しますのは重に證據に依つて事實を論斷したいのであります。其證據は只今此處に持つて居りまする是等の書物を引用して、段々に御話し致します。何分普通の演説と違つて歴史談でありますから、事實の穿鑿をしなければならぬ故に、議論が澁滞したり、言語が途絶えたりして、誠に聞き苦しい演説であると云ふことを御承諾下さらなければならぬ。是は此演説の性質として止むを得ざることであると御斷りをして置きます。

二

私が此書を公に致しました時に、世の中に成立つて居つた文書史論の井伊侯の肖像は、私の考へと大いに違つて居つた。是迄世の中に出て居りまする安政時代の文書評論を見ますれば、井伊侯は詔勅に背いて私意を逞ましくし、威權を貪りて天下を横虐し、其上に爲すべからざる所の條約を擅斷して國事を過つた者である。是を外國の歴史に尋ねれば、宋の秦檜が宋の國を過つたと同じことであると云ひ、漢文の書物を見ますれば、殆んど辭を同じくし趣を一にして居りますが。此大體に就て私が不同意であると云ふことを事蹟に因つて證據立て、世の中に公けにしたのが始めで、是に向つて矢の如き反對が世の中から出たのである。其の反對の説を一々讀んで見ると、大抵は能く人の書を讀まずして、他の人の評論を讀んで其意を取り其辭を換へて記した様な一口評論であるが、稍々細密に涉る評論を其中から引出して

見ますと、此中に三つ御座ります。其第一は帝國大學の教授で水戸の内藤耻叟君の評である。此人は屢々新聞に長々論じて、又念を入れて、「安政紀事」を著はして、「開國始末」は故意に事實を曲げて評論を下し、是迄世の中に定まつて居つた史論を覆へしたものだと言ふことを言はれて、細かい評が出て居ります。其次は唯今「東京新報」の主筆をして居らるゝ所の朝比奈知泉君の評論である。君も亦水戸の人で、其文は二三篇程續いて「國民の友」に出て居りましたから、其當時の「國民の友」に就て御覽なされば分りますが、大體の主意は是から私の議論の間に段々述べて之を評します。其次は當時の「日々新聞」の主筆の福地源一郎君の評論。此人は文筆が達者で、幕府の末に外國の事務にも與つて居りましたから、文筆がある其上に當時の事情を知つて居られますから、僅かに一篇の短文では御座りますが、價值ある如き評論が「日々新聞」に出て居りました。此三論が重なる議論で、其他は所謂木の葉評論で一向採るに足らぬ。自分に事蹟を調べないで、他の人が誤謬であると

云ふのを見本として、誤謬であると云ふに過ぎない位であるから、是等は一向採るに足らぬが、先づ此三つの評論が骨があると見て宜しい。夫れ故に是より私が此評論の大體を摘みまして、世の中の文學上の證據と云ふよりは、一層進んで裁判所に出示しても宜いと云ふ位の證據を擧げて、私の議論を確かめたいと思ひます。

先づ此三つの評論を分析して見ますと、内藤耻叟君の著書並びに評論は、全體「開國始末」は嘘の事實を本として書いたものであると長く論じられ、其嘘なることを證據立てる爲に、「安政紀事」と云ふものを著はされ、其上に論斷に於ては、井伊直弼と云ふものは姦賊である、擅斷私意を以て外國と條約を結んで國威を損じ國計を過つたものであるとまで論じてあるのが、内藤耻叟君の著書である。

次に朝比奈知泉君は、事蹟の上は調べないで、専ら内藤耻叟君の調べた事蹟を本として、「開國始末」は一方の證據を以て論を立てたものであるから證據にならぬと云ひ、凡そ歴史上の慥かな證據となるべきものは、第一に、争ひのある場合には、

双方の證據を採らなければならぬのに、「開國始末」は井伊侯の事蹟を論ずるのに、専ら彦根に關係ある文書を本として書いたものであるから、偏頗な議論が多い。是では歴史の證據とならぬ。是に反して内藤君の「安政紀事」は、幕府の日記を本として書いてあるから確實だと云ふのが、朝比奈君の議論である。

次に福地君のは、先づ第一に、亞米利加の船が来て以來開港の事に従事した其事蹟を調べると、幕府の老中阿部伊勢守と云ふ人が一番先に引合に出る。其次に引合に出る人は堀田備中守と云ふ人で、其次に出るのが井伊掃部頭である。斯様な引續で、井伊侯の出た時には、最早開港の事は順序として定まつたので、開國の事蹟を論ずれば、第一に阿部正弘、第二に堀田正睦だのに、それを何故第三番に出た井伊直弼を以て主位に立て、「開國始末」を書いたか、是か宜しくない。又其時の事情を考へて見れば、騎虎の勢、誰が出てても外國と條約を結ばなければならぬのである。然るに何故に井伊侯を主と立て、開國史を書いたか、是は偏頗な書法であると云ふ

のが、福地君の議論であります。

此三つが評論家の議論の骨髓となり土臺となつて居るのであります。凡そ人を評論致しますには、其心術如何と事蹟如何とを別け、事蹟を基本として心術を推斷せねばならぬ。そこで反對論者の議論の要を擧げると、斯ふ云うことになる。井伊侯は權威を貪り、種々な悪手殿を以て大老の位地を得て、何事も恣にやる事が出来たから、國利を顧みず將軍の名を以て國事を私斷し、詔勅を蔑如して外國と條約を結んだのは、擅權暴政だと云ふのが、井伊直弼に對する史上既定の論であるのに、其人を何か世の中に有功の様に書いたのは以ての外のことであると云ふ。

第二の批難は、私の身に集つて居る。福地君の議論によると、井伊侯は虎に騎つた勢で、一度虎の背中に騎ると下りれば喰はれるから、勢ひ騎つて驅けなければならぬ。開國の事は、嘉永以來阿部堀田杯の老中を経て、井伊直弼迄來たのであるから、最早虎に騎つて驅けると同じだから、條約を結ぶより外に仕方がない。井伊直

齋の心を分析して見ると、開港は好まぬ鎖港家であるのに、却つて開國の功を其人に歸するは訝しいと云ふのが、第二の批難である。

是等の評論家の説を集め或は骨髓を集めると、是丈になりませんが、之を一々年月に分けて細かに反證すると、一部の著書にする位でなければ、説を盡すことが出来ませぬが、唯井伊侯の心術を明瞭にすることは、此一席の上で盡すことが出来ると思ひます。

三

先づそれに就て言ふて見ますと、内藤耻叟君は文科の教授をして、専ら文學に依つて身を立て、居らるゝ老先生であります。此人の文に、後生少年島田如きに、是等の事蹟は分からぬと云ふ、天窓からの評が出て居ります。併しながら、昔の言に仁に當ては師に譲らずと云ふと同じ事で、事蹟を論じ正理を證するのには、少年と老

年とは論ずるに及ばぬと思ひます。是より一番内藤老先生の議論に向つて、誠に事蹟の間違つて居ると云ふことを、裁判所に出しても差支へないと云ふ事實を提出して證據立てやうと思ひます。

又朝比奈君に付いて面白いことが書いてありますから、原文を讀んで、其事蹟の因て起る所を論じますが、朝比奈君の評論の文中に採るべき所が一箇所ある。それは、

「夫れ心術の問題を判ずるの事實は、之を其人に關係なき書類に徴して、而して後之を明かにするを得べく、自ら己の爲す所を非なりとし、自ら邪惡奸佞なりといふものは、固よりあるべからざるが故に、専ら一人又は一方の手に成る書類は、心術を明かにするの憑據に最も適當ならざること、動かすべからざるの原則たり。」
是は誠に其の通り。此議論は反對者の筆に出るも誠に宜しい。所が是丈の議論であれば宜しいが、次に至りて、私の著書に對したる所はかうである。

「他に反對の傳説なく、又他に文献の徵すべきなきときは、暫く此原則を破るも亦止むべからずと雖も、已に反對説あり、又材料の資、徵すべきものあるに、著者が之を搜求することを務めざりしは、是れ實に一大缺點なり云々。」
 とあつて、直接に私に向つて批難を入れましたが、是は能く私の書を讀まなかつたからであると云ふことを、證據を出して御見せ申しませう。

從來井伊侯の心事に就き、如何なる文書が世の中に出て居るかと云ふと、其時の鎖港説が勤王家の説と結び、開港派と佐幕派と結んで争ひ、遂に勤王の論が先づ勝を制して、鎖港家の論は其れより餘程後に破れましたので、今迄の幕府に反對であつた人が、勤王の説の方から世の中に志を得て、維新以降、言論著書の世界は、一時鎖港家が專擅した有様である。それ故に世の中に出たものは、此時の開國の論を主張したことを書くことが出来ぬので、今日の世の中に既に出て居るものは、勤王と開國と並び立たなかつた事蹟を見ることが出来る。佐幕論の倒れたる爲に、開國論は

一時文界より煙滅した様に見える。されば水府及び同黨の事迹は、勤王論と並びに世に出で、既刊の書は皆此一方の事蹟を世に表白して居る。之を參考するは容易なる者である。此一般の事迹に對して、此處其處はさうでないと云ふことを、新に出た一方の證據に因て私が書き著はしたので、決して一方によりたるのでない。併しながら私はそれ丈けを以て、決して確定のものとして認めたるに非らずして、現に其時の人の證明と、文書の證據との二つに別けて見ますと、今日に至つては無き人の數に入りて悼まざるを得ませぬが、最も善き證據人として見るべきは、舊の越前侯即ち松平慶永君。幕府の時分に春岳と云はれて、隱居せられた方で。此人は安政年間には、幕府の相續論に付て水戸老公と同論者で、井伊侯とは反對の位地に立つて、水戸老公と共に禁錮された人であります。此人が水戸老公と同論者であると云ふことは、世人の普く知つて居ることと、此人も事蹟上から公平に、今日に至つては、井伊侯の決斷が宜かつたと云ふことを言はれたのを、確かに私が――只今は物

故されましたが、此人の在世中に直接に聞きました——春岳侯には、著書の爲に面會をして聞き得た事實である。其上に春岳侯が世の中に公けにするを好まず、子孫に傳へたいと云ふので、「逸事史補」と云ふものを書いて、安政以來王政維新に至るまで、自分の經歷した事蹟を筆して、之を侯の家に傳へられたものが其朋友間に播りて、世の中の人々が往つて見て居ります。侯は生前之を公けにすることを好まれなかつたから、私が書を著はした時には、一言も春岳侯の事には及ばなかつたが、最早此侯も物故せられた故に、其筆記されたこと及び物語られたことを、世の中に明言するも、決して徳義に背かぬと思ひますから、明言致すのである。初め「開國始末」を書いた時に、私が其原稿を春岳侯に見せましたら、懇ろに此事蹟はかうである、彼の事蹟はあゝであると云ふことを書いて示された。其寫しを此處に持つて居りますから、それを讀んで證據立てます、決して朝比奈君の言うた様な、一方に就て調べて論斷したと云ふことはない。それこそ全く事實を知らざる人の評論と云ふ

て宜しいと思ひます。

四

井伊侯の心術を明かにするには、證據がなければならぬと言はれましたが、第一に威權を貪つて、故らに大老の位地を占めやうと云ふことに奔走盡力したと云ふことが、内藤耻叟君の「安政紀事」の中に書いてありますから、其原文を讀んで、是等の事は實に公正なる歴史家の口から出まじき誣妄の説なることを申さうと思ひます。

「井伊は庶子にして（中略）其意専ら老中等に迎合して水戸を排し元老の職を得んと欲す。此時、備州の苦心焦慮も亦最甚しく（中略）且直弼が進取の意あるを以て之を薦めて云々。其首領なきを苦しむ。井伊掃部頭は嘗て大老たらんの望あり。松平賀州の再任する、黄金三十枚を贈りて之を賀す云々。——其直弼の大老

になり得たるは、此奥向の意に阿りて世に出でたるものと知るべし。」

と云ふてある。威權を貪つて世の議論に背き、種々の悪手段を以て、大老の位を得むとしたる、姦佞なる人であると云ふことを、安政紀事に載せて、井伊侯が大老になつた心術を分析せられました。が、「開國始末」では、さうでないといつたので、斯くの如く書かれたものでありませうから、是より私は新たなる證據を出して、段々さうでなかつたと云ふことを、證明致します。

井伊侯が大老になつたのは、國事の多難を見て、此衝に當らうと云ふ意から出たか、それとも世俗の所謂威權を恣にする爲に、向ふ見ずの悪手段を以て進んだか。是非の判決は此一段に因つて半ばは決するであらうと思ひますから、私は種々なる證據を以て、此「安政紀事」の虚構誣妄なることを證據立てやうと思ひます。餘り澤山證據があるが、歴史談として止むを得ませぬから一々之を挙げます。

證據の中に人の證據と、書物の證據と二つあります。書物の證據で第一に探るべ

きものは、安政五年四月二十二日「公用方秘録」と云ふもので、是は井伊侯の秘書官をして居つた宇津木六之丞の日記中の文である。先づ此日記の文意を明かにして、日記の價値が重いか軽いかを證據立てなければならぬ。

「御城使富田權兵衛罷り歸り申聞候には、奥御右筆組頭加藤惣兵衛様にて内々承り候處、御大老職被爲蒙仰候との事。尤今日迄少しも御様子無之、俄事之由御申聞被成候由申歸り候間、直様右次第奉申上候處、此御時節大任恐入候との御意に付、大厄難之折柄にて被仰付候儀に付、何卒御忠勤被爲遊候様奉願候旨申上候處、尤之儀、如何にも紛骨碎身いたし候ても忠勤可致との御意に付。國家太平に歸し候はゞ早々御辭職被爲遊候様にと申上候處、是は如何なる事早き約束と被仰候間、其期に及び候ては難申上候間、只今申上置候と申上候へば、尤之儀と御笑云々。」

是は機密に與かる秘書官と井伊侯の間答である。斯様な大事に當つたら、其大事

丈けを済ましたならば、早く辭職をされないと、身が危いと云つたれば、役を受け
 る初めから、辭職の相談をするのは餘り早いと云ふて笑つたと云ふことを、問答書
 に其儘に認めてある。是に就ては或は斯う云ふ批難が出やう。是は井伊侯の使つた
 秘書官だから、自分の都合のいゝ様に書いたと云ふ辯駁が出やうと思ひますが、そ
 れは左様に見做すことが出来ないと思ふことを私は申さうと思ひます。元來此時の
 人は、明治元年に維新の大業が出来やうなど、思つたものは御座りませぬ。現に明
 治元年に維新の元勳と云はる、薩摩一派の西郷等が、手早く討幕論を唱へたが爲
 に、後に討幕論の根據と云はれた鹿兒島の中にすら、非常の反對者があつた位であ
 るから、安政四五年頃にあつて、斯様な文書が、後日世の中の争ひの證據とならう
 と云ふことは知らなかつたに違ひない。且つ其時の日記は、秘してあつた、人に示
 したものでないから、他日井伊侯が櫻田門外に殺され、又秘書官たる己れも斬られ
 て、種々な問題が起る、其時の證據にしようと思ふ様に、死後の事を慮つて書いた

ものでない。日記其物は、自分の便利を計り自己の冤を雪ぐ材料として書いたもの
 でない、と云ふことを附加へて茲に言ひ置けば、一つの確乎たる證據としても宜し
 いと思ひます。

併しながら私は是等を以て、確定の裁判をするものではない。まだ澤山證據があ
 るから、是より中立の人、反對の人の證據をも舉げて、失禮ながら、内藤老先生が文
 學専門の人でありながら、不穿鑿であると云ふことを申さなければならぬ。只今の
 は味方から出た證據でも、自己の冤を雪ぐ爲に書いたものではないと思ふ證據であ
 る。

次に他の證據を挙げます。それは如何なる人かと云ふと、只今の群馬縣即ち上州
 の矢田で一萬石を領せらるゝ大名があつて、此藩主は松平左兵衛督信和と云ひ、維
 新の後華族に列して吉井信發と云ひましたが、是は種々事蹟のある家柄で、初代は
 三代將軍御臺所の弟にて、鷹司太閤信房公の四男なるが、或は二代將軍の三男駿河

大納言忠長の落胤とも申しませんが、是はいかゞでありませうか。兎に角京都から下つて江戸へ来て、七千石を貰つて、其儘死んで、其孫の時に一萬石に封せられた。其初代は紀州の掣故に其分家の如き扱ひをした。封土は一萬石の代りに、其格が非常に高い家柄で、幕府の中で非常に上席を占めて、役も持たず、加州侯が百萬石で大廊下席の格を占めて居つて、此矢田の館主が一萬石で、加州侯と同じ家席を占めて居つた。不思議な家柄であります。此人は維新後まで居られて、慥か昨年か一昨年か迄生きて居りましたが、私が此著書のことにて面會をして、當時の事情を聞いたのである。此人はどう云ふ關係を持つて居たかと申しますと、水戸にゴタ／＼があつた時に、幕府の使に往きましたのが此人である。極く井伊侯と懇意と見えて、櫻田の變の前に井伊侯に向つて、水戸の浪士が籍を本藩から脱して何處かへ走つたのは、餘程危ないことで、水戸の藩に籍を列して置いては、暴舉を企てた時に累を主家に及ぼすから、是等の人は本國から逃げだしたのであらう。詰り是等

の人々の恨みは、誰に集まるかと云へば、貴君に集まるのであるから、早く辭職を爲されと云つて、井伊侯の所に往つて勧めました。時に井伊侯が、貴君の御忠告は誠に有がたいが、大事を引受けて、其衝に當つて居りながら、自分の身が危いからと云つて逃げることは出来ない、決して貴説には同意は出来ないと答へた。それならばモット護衛を増したらば宜からうと云ふたら、人が殺すと云つて志を決した時には、幾ら護衛を増して、用心をしても往けないから、どうぞ其忠告は止めて下さいと云つて、斷つたのは、櫻田の變のある二三日前のことであつた。是は吉井信發君が、自から應接のことを私に話されたので、只今でも君の相續人が世の中に出て居ります。此人の孫に當る人が華族となつて居りますから、此人が矢張證人になる一人であると思ひます。其上、信發君の舊從士の手に成つた「盤錯秘談」といふ書が近頃出版になりましたが、是にも其事が書いてある。斯様な事實がある。是は味方から出た證據でなく、其當時國事に與つた老人の説として、位地のある立派な人

の説として、價值ある證據と云つて宜しいと思ひます。

去りながら之でも尙一步譲つて、井伊侯に懇意だから、死んだ後に氣の毒である
と云ふので、さう云ふ善い説を世の中に知らせやうと云ふのであると云ふならば、
モウチトさうでないと思ふことを申さうと思ふが、先づ其前に是に附帶して居るの
は、彦根の藩に田中雄助、宇津木左近と云ふ家來があつて、共に近侍を勤めて居り
ましたが、此二人か井伊侯に向つて辭職を勧めました。是も味方の證據だが、御話
しの序でに申して置きます。宇津木左近は只今生きて居つて、彦根に住まつて、宇
津木翼と云つて居ります。此二人が侯に向つて、既に假條約も結び、將軍家茂公も
立て、大事は決して居るから、此時が丁度身を退いて、禍に遠ざかる時期であら
うと申しましたら、井伊侯は、誠にそれは善き忠告である、お前達は我家來である
から、左様に主人の爲を思つて言つて呉れるのは、實に有がたい、さうすれば身體
も安泰であるし、世の中の譏りもなく、專權暴斷の譏りも止み、名も潔くなり、劍

戟を以て自分を狙ふ人も目的がないから宜しいが、併しながらそれは出来ない。何
故なれば、前將軍から遺言を受けて、幼君を補佐して居る以上は、遺言を完ふする
のは、幕府の大老としての職分である。お前達は自分の家來として、我身を思つて
呉れるが、それと同じく自分は幕府の大老として幼君を補佐するのは同じ關係であ
るから、辭職をしないで、危難を凌いで、幼君を補佐するより外に致し方がないか
ら、其忠告は止めて貰ひたいと言はれました。此時の自筆の歌が今に残つて居りま
す。是は一つの史談として引證して宜しいと思ひます。世の中の人が、威權を貪つ
て斯様にやつて居るのである、惡意を以てやつて居るのであると云ふのは、自分の
志を知らざるものであると云つて、此の近侍の二人に、其詠ずる所の左の歌を書い
て與へました。

春淺み、野中の清水氷り居て、

そこの心を汲む人そなき。

是は味方の證據でも、事蹟上一つの補遺として、諸君の前に提出して差支へないと思ひます。

然し是等は皆薄弱な證據だと云つて宜しい。何となればこれまでの證據は、皆味方から、或は其朋友或は自分の使つた秘書官の日記、或は其近侍から出たものでありますから、比較して弱い證據である。是から中立者の證據、終りに反對者の證據で、矢張り之と同じ事を諸君の前に證明しやうと思ひます。

五

中立者の證據はどう云ふことかと云ひますると、是にも人の證據として見るべきものと、書物の證據として見るべき者と、二つあります。人の證として見るべきものは、勝安房伯で、此人は今日まで、維新前からの遺老として、世の中に信せられて居る人で、是等の事蹟に關係のある證據人たる資格を持つて居る。此人が嘘を言

はないと云ふ資格を有して居るならば、モウ一步進めた證據を此人を経て持つて居る。野々山丹後守が幕府の目付をして居つて、相續論に於ては一橋公を立てやうと云ふので、水戸派に同意して居つたが、斯様に儲君の位地を論ずるに連署しては、脅迫の嫌ひがある、如何なる方法にて意見を述べようかと、此人の漢學の師匠の林大學頭に相談したれば、臣として君の相續を論ずるには、文書を以てやるべき者でないから、意見は順序を追ふて、口上で述べるが宜しいと云ふので、野々山丹後は彼の連署の中に加はらなかつた爲に、家茂公が將軍になつた時に、罰を受けずして其後に目付となつた。此人も失張井伊侯に辭職を勧めた一人であることを、勝伯が自ら書取つたもので見ました。勝伯は今日生きて居るのみならず、自ら書いたものがあるから、人の證據として、且は文書の證據として朗讀するの價値があると思ひます。是は勝伯の外には知る者はあるまいと思ひます。

「我が遠縁なる野々山丹後守と云ふ者、監察たり。或日、大老に申して云ふ、大事

既に決す、——」

四三六

是は假條約を結び、并に相續のことが極つたから、大事決すと云ふのです。此事を決するが爲に出たと云ふ大老でありますから、大事既に決す。

「君宜しく職を去つて退くべき歟と。大老一考して答へて曰く、誠に是なり、我も之を思ふ。奈何せん後事を托すべき人に乏しく、爰を以て躊躇決せずと。果して久しからずして櫻田の變に遭ふ。亦可恨也云々。是後年丹後が知己に密話する所、同人死して爰に八九年、今哉是等の事を知る者なし。」

是は中立者の證據として、讀んで價值ある説と思ます。是から段々反對者の證據を擧げたならば、裁判の此第一段の確定すべき議論を爲すことが出来やうと思ひますから、春岳侯の手づから書かれた手記を擧げやうと思ふ。

六

春岳侯の相續論は、一橋公を立てやうと云ふ論である。開港論は今暫く待つたが宜い、假條約を結んでは宜しくないと云うて、禁錮された人でありますから、政治論に於ては井伊侯と全く反對の意見を有して居つた人であります。私は維新の後に人と爲つた少年でありますが、春岳侯の人と爲りは誠實な人で、其時の事を考へて善惡を論ずるに付ては、決して一點の負け惜しみのない人であると云ふことを、一回其人に面會し其人の話を聞いて、確かに左様に信ずると、諸君の前に明言して宜しいと思ひます。春岳侯が反對者たる井伊侯に向つて、維新後如何なる評を下したかと申しますると、斯様に書いてある。

「直弼の大老職になりたるは最必要なり。當時全國紛擾。御所并公家衆よりは議論沸騰。攘夷を盛んに唱へ、幕府に迫り、續々所司代及傳奏より申來り、諸大名は頻に議論を起し、藩臣の有志暴論を吐き、加之西丸儲貳の事、水藩臣尾越も同斷申立る等、實に不容易事件。堀田備中守、松平伊賀守、久世大和守等、晝夜大

心配をなし、兎ても備中伊賀大和杯の権力にあたはず、幕政破裂するの勢もありしより、不得止、井伊掃部頭は剛毅果斷なる人なれば、之を大老になしたれば必宜しかるべしとの評議にて、將軍家定公へ伺ひ、遂に掃部頭大老となれり、」

(春嶽侯手記)

侯は既に物故せられましたが、二三年前まで生きて居られましたから、丁度私が書を綴つた時には、人の證據として宜しかつたが、今日では文書の證據として宜しい。當時は反對の論者として此評を下しましたのを見れば、内藤耻叟老老生が、井伊侯の出身は賄賂を以て成立つたのであると云はれたことは、何事から證據立てますか。先生は、私の方に全く證據がないと云はれますが、老先生の書いた「安政紀事」は何に據つて書かれたものか、どう云ふ事を以て反對されたのか、更に分らん。之を裁判上の手續より云へば此方の議論を駁撃するには、先づ向ふから反證を舉ぐべき義務こそあれ、此方からは新たなる證據を舉ぐべき責任はないが、數歩を譲

り證據を出して見れば、實に是程のことを諸君の前に明言することが出来るのであります。併しながら私はシツコイ性質でありますから、これだけのことで済ますことは出来ない。

此時、伊豫國宇和島の城主に伊達遠江守と云ふ人があつて、此人はどふ云ふ續き合になつて居たかと申しますと、井伊家と縁家で、政治論は水府と同論であつた。井伊侯と反對であるがために、伊達遠江守は退隱された一人で、只今の華族伊達宗城君は即ち此人でありますが、此人は後にどう云ふことを言つたかと云ふと、井伊が大老に進んだのは決して邪心は無かつたと云ふて居る。是は反對の手から出た證據であつて、裁判上の證據にならうと思ひます。(此時簡單々々と呼ぶ者あり) 今日の演説は、歴史談であるから、證據を澤山集めなければならぬ。簡單に出来ないのは此演説の性質が然らしむるのでありますから、簡單を望まれます御方は御遠慮なく御歸り下されば宜い。一般の推論をするのではない、哲理を論ずるのではない、證據

として價值のある事蹟を定めるには、確かな事實に由らなければならぬ。此演説の性質を誤解されて簡單を望まざる、御方は、御遠慮なく御歸り下さることを私は望みます。證據の價值を論じなければ、事蹟の價值が分かりませぬから、證據の價值を申し上げますが、伊達遠江守、即ち只今華族の伊達宗城君が、此時の反對の一人でありましたが、此人が矢張り人の證據となるべきもので、即ち末廣重恭君、前の朝野新聞の主筆、後に「國會」の助筆になりました末廣君が、伊達侯の舊臣即ち宇和島の舊藩士でありましたがために、宗城君に面會して此事を論じたことが、昨年即ち明治二十四年の七月から八月に涉る間に連ねて出て居りますが、私が今引用するのは、八月の「國會」新聞に出て居りましたことで、長くても讀まなければ裁判的證據にならないから致し方がない。それはどう書いてあるかと云ふと、

「余は烈公と俱に國事を相談し、一方ならざる交際ありし上に、井伊とは近親の間柄ゆへ、中將の溜問詰の時より交際を結び、大老となられし後も、公私の用事

により、殿中又は邸内にて屢々面會せり。其後意見の合はざるを以て、中將のため退隱せしことなれば、善く此の二公の人となりを知れり。今日坊間に行はるゝ記録を見るに、多くは想像又は附會に出で、其事實に於ても誤謬少なからず云々。井伊の政治上の處置は議すべきものなきに非ざるも、其徳川に忠なるは感ずべきことなり。井伊の大老となりて威權の盛んなる頃なりしが、此方は用事がありて同邸に至りしに、固より近親の間柄なれば早速居間へ通じて用談を畢り、時勢の話になりしが、井伊はいと嘆息せし顔色にて、此方は將軍より一方ならざる御依頼を受けられたれば、身を以て國に盡し、斃れて後已むの決心なるが、營中に徒黨がありて、人心の一致せざるは憂ふべきことなりと云ひつゝ、紙入の中より一通の書面を出し、恭しく手に捧げ、是を見られよと云はるゝにぞ、受取りて披き見れば、將軍家定公の御直書にて、「國家の大事は一切汝に任す」と云ふ様なる文意なり。此方は拜見して井伊に返し、如何にも難有き御直書なるが、老中ども

には御示しになりしかと問ひしに、「イヤ〜、是れは極く秘密に賜はりしものなれば、誰にも示さず。登城の節は云ふ迄もなく、邸内に居る時にも身を離さず、此の御趣意を奉體し、幕府と安危存亡を俱にするの決心なり」と、誠心面に現はれたれば、此方も竊かに感涙を流したり。」(明治二十四年國會新聞七月三十一日より八月五日に至る伊達老公普語)

之れを書いた人は末廣重恭君で、物語をした人は伊達宗城君であつて、其時の政治上の意見は反對で、説の違つて居つたものであると明言して居る。

井伊侯の出たのは、専ら身國事に當るの熱心を以て出たと云ふ心術の判定を致すがために、先づ其の秘書官なりし宇津木六之丞の日記に據るのが第一。次に矢田の舊藩主松平左兵衛督の話に據るのが第二。其次は田中雄助、宇津木左近と云ふ二人の近侍が、辭職を進めて歌を貰つて退いたと云ふことが第三の證據。是は味方の證據として宜いが、次に中立者の證據として勝安房伯の手記せる野々山丹後守の物

語にて、只今生きて居る人が證人になるべき資格を以て居ると云ふのが第四の證據。それより一層強い證據は反對者の文書で、井伊侯と政治上の意見が異なつて疑を受けた松平春嶽侯の手記。其次に審かにして盡せる證據は、只今の華族の伊達宗城君。其人は政治論のために罰を受けた人、即ち井伊侯と反對の人で、其證據が少しも前のものに違はず出て居るのを見れば、諸君は何れに判定を下さるゝか。私は此人の心術は、全く身を以て國事に當る爲にしたのであると思ひます。但し其政治上のことに付ては反對する處もあり、同意する處もありませうが、此人を目して姦人なり邪人なりと云つて、一種の學者が評するのは、其筆を執るに直なるものでないと思ひます。若し此議論を知つて爲したならば、摯實の性質を有せざるものである。若し又是を知らずして爲したものであるならば、穿鑿を盡さざる人である。何れにしても史家の資格を有せざるものであると判定を下すことが出来る。是が第一點の心術論で、内藤老先生が、賄賂を以て進んだと云ふのは、構造の誣説なりと斷言して

私は毫も憚らぬ者であります。」

七

是よりして私は事實論に移り、内藤君の證據は價值ありや否やを説かうと思ひます。内藤君の「安政紀事」が出てから、其事蹟を本として、「東京新報」主筆の朝比奈和泉君が、長い間議論をしたのであるから、内藤君の本城が潰れ、ば、朝比奈君の出城は自然に役に立たんものとなるが、先づ以て内藤君の「安政紀事」の事蹟は、一文の價值のない不十分な證據だといふことを論じなければならぬ。「安政紀事」の例言の中に、「年月事實の大綱は幕府の日記を以て主となす云々」とあつて、開國始末の年月が間違つて居るから、これを正すために、此「安政紀事」は幕府の日記を本として書いたものであると云うてありますが、元來幕府の日記とはどういふものであると云ふことを穿鑿しなければなりません。

此事蹟に關係がありますから申しますが、家定將軍の死んだのは、七月四日といふ説と、六日と云ふ説が、歴史上大議論になつて居る。四日と云ふ説では、諸藩主の罰せられたのが五日で、將軍の薨せられたのが四日だから、さうすると、將軍の薨去の後に諸藩主を罰するは不都合である、將軍の命を矯めて有名なる諸侯を罰したものであるから、井伊直弼は君命を矯めた實に邪惡な者であると云ふ議論が出て居りますが、四日だと云ふ説もあるに相違ない。私が「開國始末」を公けにしました時には、開國に關して種々な文書が世に出て來ました。其中に、明治二十一年三月二十一日から時事新報に舊夢老人といふ名で、「井伊大老執權始末」と云ふ寄書が出ましたが、此寄書中に、將軍が七月四日に薨じたと云ふことを書いてありますが、内藤君が將軍の薨せられたのは四日だと斷言して、開國始末に六日と書いてあるのは曲筆だといふに至つては、一議論をしなければならぬ。又朝比奈和泉君は、「開國始末」の證據は誣妄である、之に反して「安政紀事」は、幕府の日記に因つてある

から確實だと云つて、自ら日記其物の性質を穿鑿することをなさず、他人の築いた舞臺の上で議論をして居りますが、此基礎となつて居る舞臺を壊せば、其舞臺の上に築いた朝比奈君の議論も共に破れる譯でありますから、私は先づ以て此の日記の性質から調べて見ようと思ひます。

元來維新後に人と爲つた私でござりまするから、眼に見ないことは知りませぬが、其事迹は當時の人に聞いて幾らか知つて居ります。勿論幕府には種々な役部屋がありましたから、其部屋々に各日記といふものはありまするが、併しながら全體を包括した幕府の日記といふものはあるまじきもので、左様なものは無いと思ひます。東鑑は鎌倉の日記體の歴史でありますが、あゝ云ふものは幕府には無かつたと思ひます。と云ふ譯は、今日活版が流行して、頻りに幕府の遺書を検索して公刊しますが、大抵各局部に列つたものはありますけれど、幕府の全體を蔽ふた日記と云ふものは世に出ません。内藤君の日記と云ふものは、何局に於て出來た、如何なる手續

で保存したと云ふことがありませんから、其出所不分明なるもので、不完全なる證據であります。是が若しも幕府の全體を蔽ふた日記であつて、東鑑の如き種類の日記體の史であると云ふならば、愈々是は嘘であると云ふことを、私は醫師召出しの日限の違ひと、將軍薨去の事實の誤りとの二點によりて、證據立てます。

私は將軍薨去日に就いては、餘程確かな文書を持つて居ります。是は徳川代々の將軍の死んだ年月日を記したものであるが、徳川將軍の薨じた日が、半途から二つになつて居ります。初代の家康は四月十七日、即ち元和二年四月十七日でありませぬ。二代秀忠の死んだのは、寛永九年正月二十四日で、それから三代四代五代の將軍迄は、尙ほ一つになつて居つて、表面の死んだ日と内緒の日と別けてありませんが、其後の代の將軍になると二つになつて、内實は何日だが、表向は何日に死んだとなつて居る、(此時辯士は書類を示し)今日の問題に關係ある將軍の法諡は溫恭院殿と申し、諱は家定と云ふ人でありませぬが、安政五年八月八日に喪を發したのである。併

し此文書に據ると、御内實は七月六日と書いてある。内藤君は何を本據として、家定將軍の薨じた日を四日と定められたか。「安政紀事」の例言によれば、年月事實の大綱は幕府の日記を主とし、又鈴木蘭臺の「明治前記」に據るとあるが、將軍薨去の月日も、此例言によれば、日記か前記かの何れかによりたるならん。若し幕府の日記に據ると言へば、此日記は内實の薨去を記すべき性質のものなるや否やを、先づ吟味せねばならぬ。前にも申述べたる通り、幕府日記といふて、全體の表面の日記史體のものならば、即ち東鑑の如きものならば、八月八日發喪の日を薨去の日と記して、内實の日を記さぬ筈である。されば幕府日記に七月四日とあるといふならば、此日記の性質からして疑を容れべきもので、此點より觀れば、恐らくは構造の記録にて、名と實とは協はぬ奇怪の書と云はねばならぬ。若し又「明治前記」に據つたと申さば、「明治前記」は何故に確定不動なる唯一の證據と云はるゝか。他に反對の證據の在るのを一抹したるの大効力を、此「明治前記」に與へることは決して出來ない。尤も「安政紀事」には、幕府人の書牘に、「四日夕、内實御事切れの處、六日に伊東貫齋竹内玄同御召出し相成るは、御意味有之事の由云々」といふてあるから、内藤老先生は、此書翰を一の憑證といはるゝかは知らぬが、私が是を評するに當りては、幕府士人といふのみにて、士人とは如何なる姓名なるを知らず、如何なる經歷なるを擧げず、何人に贈りたる書なることを云はず、實に漠然極まるものである。大凡歴史上價值ある證文に供せんならば、先づ其證文の出處來歴を明定せねばならぬ筈なるに、内藤君が大關鍵と見認め、直筆曲筆を判ずるの要點とせらるゝ將軍薨去の日限を極めたるに、漠然たる本據を立てられたるは奇怪の次第である。一步を進めて評するに、此幕府士人の書翰に、伊東竹内の二醫師は六日に召出されたといふてあるが、是れは七日であることは後段に詳しく申しますが、「泰平年表後集」は明證の在ることである。此一點より推すも、士人の書翰といふものは、事實に合はぬ怪しき文書と云はねばならぬ。斯く細かに吟味すると、第一に、内藤

四四九

君が將軍の薨去を四日と定められたは、何によりたるものなるかを反問せねはならず。第二に、例言の通り幕府日記によると云はゞ、其日記の公けの薨去の日、委しく言へば、喪を發したる日即ち八月八日ならねばならぬ道理なるに、幕府日記と云ひながら、其内實の日を記入すとせば、是れ其日記は甚だ胡亂なるものなりと云ふことを、此一事に於て證據立てることが出来る。私は内藤君が幕府日記を經とし明治前記を諱として「安政紀事」を組織したと云ひながら、幕府日記の本質由來を一つも説明せざるのは、殆んど沙上の高厦的著述、空中の樓閣的文字と評するも決して差支へないと思ふ。之れを裁判所の例に譬ふるに、證據調べをなして事實を判ずるには、證言と證書とを基礎とするが、其證言の効力は、證人其者の性質が證人たるの資格あるや否やに屬し、證書の効力は、證書其者の信偽如何を調べた上に、初めて有力の者となるのである。然るに内藤君の證書は實に漠然たるものにて、世間若し惡しき推測を爲す者があらば、或は構造の者ではないか、或は假托の者ではな

いかといふも、これまで内藤君の著述に云ふただけにては、決して此推測の評を辭することが出来ない。此一事に就て他を推言するに、「安政紀事」は決して事蹟を調べ證據を定めて、其基礎によりて議論を立てたものでない、歴史の價値の無いものと明言して宜しいと思ひます。若し此事が讒謗であると云ふならば、議論を開いて舌戦しても宜しい、筆戦しても宜しい。若し先生が筆を以て議論して來らるれば、私は歴史の事は片手間であり、又年齢は兎ても先生に追ひ付かぬが、文學専門の老人先生に向つて一戦することを辭さぬ積りであります。これだけは材料價値の大體論で、其幕府の日記と云ふは覺束ないものと云ふことを申したのであるが、尙ほ細かに立ち入つて見ると、却つて私の方に證據立つべき事蹟が澤山ある。

七月四日に將軍が死んだと「安政紀事」に書いてありますが、是は其時の文書に依ると、四日と云ふ説もあり、現に時事新報の投書にも載つて居りますから、内藤先生は或は此等に依られたかも知れないが、公平なる方法によつて、四日と云ふ説

と、六日と云ふ説に付いて、味方の證據、並びに中立者の文書、或は政事に關係なき人の文書に依つて證據立て、四日と云ふのは誤りであると云ふことを議論しやうと思ひます。此一點に付、内藤君が力を極めて議論をされて、私の記事を曲筆なりて云うて、非常な攻撃を加へられました。此事を分析すると、曲筆の罪は何れにあるかと私は問はざるを得ないのであります。

原來家定將軍の薨去は何の病によるか知れませんが、或者は脚氣と云ひ、或者は虎列刺であると云ひ、能く分りません。併しながら兎に角急病だと云ふことは、何の文書でも一樣です。此急病のために、幕府に於ては天下の名醫を集めやうと云ふので、諸侯から醫者を呼び集めたことがある。其内には遠田長庵先生も召されたから、或は脚氣と云ふ鑑定もあつたと見えます。所が醫者の呼ばれた日限が、一の議論になつて居る。此時召出されたるは戸塚靜海、遠田長庵、青木春岱、伊東玄朴にて、此四人の醫師は七月三日に呼ばれ、紀伊中納言醫師伊東貫齋、有馬左兵衛左醫師竹

内玄同、此二人は七日に呼ばれて居る。第一段の證文を朗讀いたしますれば、

一、公方様少々脚氣の御容體に付、平岡丹波守を以て被爲召、某始一同、中務殿迄大奥へ罷出御目見致す。右に付、俄に奥醫師被仰付、於土圭間、列座申渡之御様體爲相伺候事。名前左之通。

松平薩摩守醫師

戸塚靜海

松平肥前守醫師

伊東玄朴

松平駿河守醫師

青木春岱

松平三河守醫師

遠田長庵

是れは、「御役中手留」と題したる、井伊侯が元老在職中の手記、七月三日の部に載する所のものである。此文中に某とあるは、直弼自身の事。又中務殿といふは、脇坂中務大輔のことで、當時此人は西丸老中なれば、特に其名を出し、且「迄」といふ字を添へたるものである。是れは井伊侯の手記なれば、反対者は薄弱なる證據だと云うかも知れませぬか、當時の日記にて此くの如き事柄を故造する譯もないから、證據は是だけにて十分なれども、尙ほ一箇の證據がある。「公用方秘録」同日の條に、

一、公方様御脚氣の御症にて御勝不被遊。殿様始め御老中方にも、大奥御寢所へ被爲召候由。戸塚靜海、青木春岱、遠田長庵、伊東玄朴、右今日御召抱、奥醫師被仰付候。」

とある。是の二箇の獨立の文書が全く前文と事實を同じくし、日限を一つにしてあるから、愈々確かなる證據として宜いが、尙一步を進めて中立の證據を擧げて、動かす可からざる確定の判断を下さうと思ふ。「泰平年表後集」安政五年七月三日の條

に、

「戸塚靜海、遠田長庵、青木春岱、伊東玄朴、被召出、奥醫師被仰付。公方様、昨二日御禮濟より御脚氣の症に被爲在御座、右四人未御目見も不被仰付候へども、今日俄に被召出候由也。同七日、伊東貫齋、竹内玄同、被召出、奥醫師被仰付候。」此「泰平年表後集」といふ書は、東武不忍屋處士謹輯とあるが、其實は、伊豫の國松山の藩士高橋兵衛といへる人の著述である。年表であるから、事實のみを記注して他に涉らざる純粹のものである。此書によれば、愈々是等醫師の召出されたのは、確かに七月三日である。然るに「安政紀事」には、四人の醫師の召抱へを幕府日記を引いて四日としてある。是れが内藤君の誇り顔に幕府の日記を基礎としたといふものなるが、其日限に錯誤あることは瞭である。幕府の日記といへる者は、眞に取るに足らざるものだといふことは、尙ほこの一點にても知らるゝと思ふ。内藤君が之を誇るすら氣の毒と思ふに、朝比奈知泉君は「安政紀事は、幕府の日記により、

醫師御用召等の事實を擧げ」など、附和稱揚して、其の基礎の如何なるものたるを知らず、知らずして云々したのは笑止の沙汰と云はねばならぬ。是は一事の誤謬であるなれども、「安政紀事」の全體の結構が、此杜撰孟浪の日記によりたるを證據立てるに足れりと思ふのである。

併しながら若し寛大なる方針を取り、反對者を攻むるに止めて、此方の證據を擧げれば、「公用方秘録」には、四日に將軍の病が少しく快癒になつて、素麵を召上る云々と云ふことが載せてある。すると四日に亡くなられたと云ふ説と、秘録の上のこと、反對して居ります。私の著書の基礎とした「公用方秘録」に、將軍の食事をされたことまで載つて居る所を見れば、反對論者に非常に強い反證がない以上は、此一證丈けでも、六日に亡くなられたと云ふことが曲筆であると云ふことは出来ぬと思ひます。其上にも私の確定裁判の材料とすべきものは、幕府の大奥に勤めて居つた藤尾と云ふ女中がありまして、其人の使つて居つた中田コトといふ人が石谷公

清といふ人に與へた手紙の寫しで、前文を略しまして朗讀すると、

「溫恭院様御内實の一條、何ぞしかと致候物御目にかけて度候へども、別に御座なく。元御錠口役勤居候藤尾様へ承り候へば、幸ひ御代々様御目がらした、め置御座候ま、右手ひかへ其ま、かり請候ま、御めにかけて候。右にて御内日しかと相わかり候。

中田 こと

石谷 様

人々御返事

(別紙寫)

天保十二辛丑年

文恭院様

閏正月晦日

御内日正月七日

東叡山

信解院

家齊様也

嘉永六癸丑年

慎徳院様

七月二十二日

御内日六月二十二日

増上寺

眞成院

家慶様也

安政五戊午年

温恭院様

八月八日

御内日七月六日

東叡山

大慈院

家定様也

是は政治にも何にも關係なき奥女中の手から出ましたもので、其文書には前に云ひました通り、温恭院殿家定公は、安政五年八月八日に喪を發してあるが、内實は七月六日に薨せられて、東叡山寛永寺に葬むると書いてある。大慈院とあるは其別當であります。斯様に綿密な調べをしますると、將軍は六日に薨じたと云ふ方が信ずべき所の證據が多く、四日に薨じたと云ふて幕人の書牘を引いてあるのみにて、其幕人の名も出さず、縦し此後に出すにした所が其書牘も傳聞を記したまでにて、少しも證據にはなりませぬ。此幕人の書牘といひ、又醫者を呼び出したことまでも、悉く間違つて居りますから、此幕府日記も決して私は信用することが出来ません。極く公平に一步を譲つて、故意に此事實を捏造したのでないと評しても、斯く反對

の證據が續々ある以上は、内藤君に同意して、七月四日と云ふことは出来ません。即ち七月六日といふ説が確かなのである。斯く僅かなる年月の話を茲に議論すると、細かな議論の如くに御聽きになるかは知りませんが、決してさうではありません。凡そ歴史には事實の基礎を立てた上、論結をしなければなりません。又さうするのは眞に價値があるから、是に依つて得た他の推論、他の議論も、始めて價値のあるものと推斷しなければなりません。

第一に年月が疑はしい。斯く事實間違つて居るものであつたならば、是から推斷した許多の事實に就ても、信用を置くことが出来ないのである。二日に總登城で、家茂公を引合て養子の披露をし、四日に醫者を呼んで、其夕に死んだといふのは、内藤君の「安政紀事」の書き方でありますが、二日の養子の披露をして、其夜より病が起つて、三日に醫者を呼んで、四日には少し快くつて、五日に諸侯の處分があつて、六日に薨じたといふ方は、拙著「開國始末」の記事である。此異論は十分に

曲直を附けねばならぬ。其次第は、内藤君の言狀を見るに、井伊侯が反對の諸侯を押し込めるに、死んだ將軍を表向き生かして置いて、擅斷妄意の責を逃れん爲に、やつたといふ意味を含み、拙著を回護の曲筆の様に言はれた。されば此日限の問題は、小事の様であるが、其意は「開國始末」と「安政紀事」との材料の輕重を定むる者であると考え、此證據の價値に付、細かに諸君の御聽きを煩はさなければならぬのである。

さて前より段々調べた處では、將軍は六日に薨じたことは正確の事實であり、内藤君の四日といふのは如何にも薄弱な説であるが、尙ほ一歩進めて西洋流義の政治史論で申して見ますれば、井伊直弼の心術に關して、伊達遠江守が見たといふ文に、國家の大事は一切汝に任すと、家定公からの沙汰があつた位ならば、國家の大事と見たら、毀譽共に己れの一身に引き受けてやるべきことで、將軍の病だの何のと云ふ名義を借りて、天下の事を處分するには及ばぬと思ひます。故に之を政治論とし

て云へば、宰相たるものは大事を引受けて、是が天下の利であると見たならば、世人の毀譽褒貶を一身に引受けて、大權の衝に當る決断をすることは、當然の話してあります。區々たる事を争うて、君命を矯めたの、やれ何を矯めたのと云ふことは、活眼ある議論家は取るに足らずとして捨て、も宜しいが、事實論から見ても、内藤君の議論の根據は無いと云ふことは證明し得たと思ひます。

八

是よりして第二段に移り、開港のことに付いて議論しなければならん。此開港の事に就ては、私が自分の著書に關係があるからいふのではないが、評論家が若し充分の根氣を以て拙著を読まれたならば、福地君の如き論は出なかつたらうと思ひます。それ故に福地君の評に向つては、先方からして私の書の粗漏を責めらるゝよりは、寧ろ私の方からして先方に對し、懇ろに讀まれなかつたと云ふ反對論を言はな

ければなりません。

井伊侯の開港の事迹については、世の中に種々議論がありますが、どれも眞實の説を得ないので。只今存生の先輩中に木村芥舟といふ人がありますが、此人は私に幕府時代のことを聞かせる老先生の一人で、原と木村攝津守といふ軍艦奉行で、始めて日本の人が亞米利加に航海をしました時に船將をした人で、(福澤先生も其時一緒に往かれました)林家の門人で漢學の出来る人で御座りますが、維新の後隠居して諸種の著述をされましたが、其中に「黄梁一夢」と云ふ隨筆があります。其書中に、井伊直弼は外國嫌ひの人であつて、決して開港を悦んだ人ではない。併しながら丁度孟子の言に、涙出而女於吳といふ有様で、餘儀なく條約を結んだので、此人を以て開國家とするは大なる誤りだと書いてあります。私も「開國始末」を書いた時に、草稿を此芥舟先生に見せて、種々評を請うたことがあります。幕府の中の人でも、井伊侯が開港に向つてどう云ふ論を持つて居たかといふと、餘儀なく開

港をしたので、元來は鎖港家であると考へた人が多いのである。木村先生も其一人である。只今第一銀行の役員をして居る須藤時一郎君も、幕府に居つて外國方に出た人で、此時の事を知つて居る一人であります。私が「開國始末」の評を請ひました時の話に、全體井伊直弼と云ふ人は、大老になつて志士を罰したが、其罰せられた人の中に、幕府の開港家が多い。其中にも岩瀬肥後守といふ人があるが、外國條約は重もに此人の手に出來た位で、開港に就ては其功此人に過ぎる者は少ないのに、矢張井伊に罰せられた。是等の事から考へて井伊侯の精神は鎖港だと思つて居つた。今から遡りてよく事蹟を考へると、開港の心はあるが先づ相續を定めなければならんと云ふ念慮から種々行違ひが出來て、相續の異論者を罰したので、其時に我々が頑固の鎖港家と思つたのは外形の觀察であつたと云うて、其通りに私の「開國始末」に評語を書入れてあります。木村芥舟、須藤時一郎など、いふ様な其時分外交に關係した人すらも、井伊侯が外交に就てどう云ふ論を持つて居つたかと云ふこ

とを知らない位、開港主義のことは世間に知られずに居つた。事實を今日からいへば、井伊侯が假條約を結んだのは前途を見透して豫め今日あるを知つた卓見で、此の如く爲したと論斷するものも過分の評である。さうかと云つて、幕府の開港家の人々を罰したから鎖港家であるといふのも大なる誤りである。私の意見は、井伊侯に貴ぶ所は果斷といふことにある。福地君が論じたる文を朗讀しますと、

「米使は頻りに條約訂盟を要したるの場合にて、其假條約に調印したるは掃部頭の決斷を以てしたるものなりと雖も、是は何人たりとも當時の局面に臨みては勢ひ茲に出づるの外あるべからざるの事なれば、是を以て掃部頭に與ふるに開國家の名を以てするは適評には非ざるべし。元來幕府の當局には、其始めより其終に至るまで、開國家と云ふ程の識見を有したるの人ありとは思はれざれども、其外交を開きたるを以て開國家なりとせば、阿部伊勢守先づ甲寅の歳を以て下田を開き、堀田備中守の時に至りて假條約の草案を議定し、掃部頭は唯其條約に調印し

たるのみなれば、掃部頭にのみ開國の功を歸すべからざるや明かなり」(二十二年六月一日東京日々新聞)

是の言は單獨の説として見れば、尤もなる評と言はなければならぬ。私も至極之に同意である。併しながら私の書に「開國」の二字を冠せられたは、開國の功を掃部頭にのみ歸したと推測し、是れを以て拙著を評せんとするは不服である。福地君はよく拙著「開國始末」を讀まず、慢然粗漏の評を下したと見える。是に就て一つの話しがあります。私が「開國始末」の草稿を作つた時に、只今文界の老先生を以て居る所の依田百川君に之を示して、貴君は堀田家の舊藩士で、堀田侯は開港の事蹟に與つた方である。其上に貴君は學者であるから、一應見て戴いたら、幾らか事蹟に補ひがあるであらうと云うて廻しましたらば、早速議論が出て來て、依田君が云ふには、前にも言ひました通り、堀田備中守が岩瀬肥後守に調べをさせて、開國談判が續き、其れから方々よりごたくが出て來たので、代つて井伊掃部頭が大老と

なつて決斷した。然るに「開國始末」が井伊掃部頭の功のみの様に書いたのは、偏頗の様だ。斯くては堀田の功は如何するやと、舊藩主従の情を以て、文章を贈られましたから、私は直ちにそれに答へたので、其時から私はかう云ふ意見でござりました。開國の功を以て井伊侯一人に歸したといふことは、此書中一切ない。時の順序の上から云へば、阿部伊勢守正弘と云つて、備後福山の城主で、此人が老中になつて居つた時に、始めて開港の事が起つて、其盡力したことが私の書中に明白に書いてある。其次に佐倉の城主堀田備中守正陸が盡力して、草案の出來たのは此人の時にあるといふことも、明記してある。然るに何故に井伊掃部頭直弼を本主に立てて、此事蹟を書き連ねたかといへば、此事は一説のある事で、世の中で外國と假條約を詰んだのは大罪である、是は國事を誤つた詔を履み付けたと云ひ、甚だしきは倭人である、姦人であるといふ評を受けたのは、何人かと云ふと、阿部正弘に非らず、堀田正陸に非ず、即ち井伊直弼である。それ故に此事蹟を明瞭にするには、井伊

直弼にのみ歸したと云ふことは一つもない。井伊直弼を主に立てたのは何故かと云へば、國家多難の時に際し、其衝に當つて、己れ一身に禍難を引受け、四方の讒謗を受けて居るのは此人であるから、此人の事蹟を審かにすれば、能く前後の釣合が分つて來るので、それで此人を主としたのである。此後開港の衝に當つた安藤對馬守は、岩城平の城主で、井伊掃部頭に次いで老中となつて、坂下門で殆んど生命を失はんとする迄の禍を受けましたが、此人の事も載つて居ります。それ故に前後の事に就て、誰一人のみに開國の功を歸したと云ふことはないのであります。それを偏頗のある如く假定をなして、福地君が評論を下したと云ふのは、能く書を讀まなかつたといふ一言で答へて置かうと思ひます。

諸君も御承知の如く、英吉利の大變亂があつたのは、チャールズと云ふ王様かあつて、擅制主義を以て、軍事に關する費用は國會の承諾を経ないでも取れると云ひ、海岸防禦のためであるから出せと云ふて金を課したことがある。すると英吉利人が

怒つて、國會の承諾がなければ租税を拂はぬと云ふは、古來英國憲法の大主義である。斯く定めた權利を蹂躪したものであると云うて、戦争になつたとは英吉利の大變亂と云うて著名なことである。此事に就て、一番其衝に當つて、終りまで英吉利人の權利を確めて大事業をやつたのは、諸君の中でも必ず記憶して居らるゝ所の有名なるクロンウエルと云ふ人である。此人は舞臺の大きい部分を占めて、騒動の中心となつて居つた人である。それ故此のクロンウエルの傳を書けば、自然に其前後の續きで、騒動の有様が分る位であります。所謂舞臺で申せば、立て者になつて居るのは此人であります。併しながら事蹟を年月の上から申しますと、大騒動の始まりに出たのは此人ではない。チャールズ一世が國會の承諾なくして租税を取り立て様とした時に、それは怪しからんことだと云うて、大に振つて之れに抵抗して、牢に入れらるゝ位ひまでに大奮發をしたのはハムデンと云ふ人であります。此人が始めにそれは惡むいと云うて抵抗をして、それから種々の人が出て來たのであります。

此の時には他にも同志の人がありまして、中にもビムなどは國會で烈しく論じて、遂に戦になつたのである。して見れば、ハムデン、ビムの傳を以て、英吉利の騒動の歴史を書くのが便利かと云うと、決してそうでない。矢張り此時の事蹟の始末を一貫して明かにするには、年月は後れて居るが、クロンウエルの傳を書くのが、歴史の順序であります。何も大變亂の功績を此人一個にのみ歸するのではない。歴史の順序として、其方が便利である、其方が能く當時の事情が分かるといふのである。それと同じく、井伊直弼を本主に立て、書いたから、堀田備中守、阿部伊勢守は開國に力を盡さんものである、開國の功は少しも無いものであると論斷することは出来ないのである。安藤が井伊に續いて、危険を踐んで矢張開港論を固執し、之がために暴徒の襲撃に遇つたことも書いてある。併しながら是等のことを總括して、開國の事蹟を明らかにするには、何れの人の傳を書くのが便利であるかと言へば、其當時の事蹟を明かにして公平に評論するのには、物議の中心となつた井伊直弼の傳

を書くのが、一番便利だと云ふことは當り前の話であると言はなければなりません。能く書を見れば此の位ひのことは分かりませうが、文筆に有名なる福地君が分からんと云ふのは、詰り筆の達者に任せて、種々の事に手を着け忙がしいに就いて、能く人の書を見ないで評論したからであると思ひます。

今一つ例を挙げますと、英吉利の穀令のために輸入を制限し、英人が外國から高い穀物を買つて困つた時に、それは宜しくないと云ふ旗を擧げて、演説をしたり、集會をしたり、新聞を書いたりした人は、リチャード・コブデンとジョン・ブライトの二人で、此二人が率先者であつた。此大功は英吉利の歴史に赫々として居ります。敵と味方の挾撃に遇ひながら、斷じて此令を廢したのは、ロベルト・ピールであるから、穀令廢止實行のことを書く時に、政治上の大部を占めて居るロベルト・ピールを中心とし、それより溯りて此事の始まつたのは、ブライト、コブデンの盡力であると書けば順序が立つて便利である。それと同じく、開國のことも年月の順

序で書きますれば、阿部伊勢守、堀田備中守、井伊掃部頭、安藤對馬守と、四人を寄せねばならぬ。丁度幕府の中で一方からは鎖港家に背を叩かれ、一方からは勤王家に頭を押へられ、外國から責められた人は此四人であるが、其中で一番難局に當つて、無實の罪を得て禍に遇ふに至るまで盡力し、内藤耻叟君の筆にまでかゝつて、非常の目に遇ふたのは、誰れかと云へば井伊侯である。其事實を明らかにするには、前後に取らずして、其真中を取つたのは、私は此間に於て偏頗は無いと思ひます。是を以て依田先生に答へたので、此事は片付いたと思ふて居つたのに、案に相違して、其議論が後に出て、福地君の如き、内藤君から見れば餘程開けて居り、而かも一見識を備へて居る人の手に簡様な論が出るとは、思ひ掛けなかつたのであります。是は餘り自分の議論を先に出して辯に過ぎましたが、是から私が使用した開國の文字の意味に付いての論を決定しなければならぬ。

開國と云ふことに就て、今日の様に四海一家、萬國同等のことをやる時のことは

暫く措いて、其始めの關係を能く見ると如何でござりますか。世界萬國に日本の威を輝かすと云ふことは、後の話して、始めは外國から貢を入れさせやうとした位ひの考へであつた。併し其時分には、日本の人が外國と交際をしないから、只日本が萬國の頭になつて、世界をして悉く日本の臣僕たらしめやうと云ふ考へでありました。段々やつて見ると、さうは往かないので、今日の一番えらい議論は對等條約である。斯う云ふ工合であるから、開國の歴史には順序がある、段階がある。それを初めから今日の對等條約の思想を持たなかつたから、開港家でないと云ふならば、安政年間の人間は残らず鎖港家である、頑固家である。佐久間象山先生は、其當時博識卓見家を以て許された人であるが、其人の遺書を讀んで見ると、日本が強くなつて萬國の人を押さへ付けやうと云ふので、貿易を以て國を富ませやうと云う程のことはなかつたから、若し今日の對等條約論貿易立國論を以て云つたならば、象山先生も頑固な鎖港家だと云うて宜しいが、併しながら斯んなことは決して其人物を

輕重するに足らない。コロンブスが亞米利加を發見する時には、どうで御座りましたか。誠に其當時の人の多くは大地の形も何も知らなかつた。ガリレオが地動説を稱へる時分には、其當時の人は斯様な説を稱へる者を異端邪説として、ひどい目に遭はした位で、如何なる大學者でもさう云ふことは知らなかつた。今日は小學校の子供でも地球は圓いと云ふことを知つて居る、西半球に米洲の大陸があることも知つて居る、地球が動くとも知つて居る。さうすると、コロンブス、ガリレオの時に、地球の眞形地理を知らないから、此時分の人は悉く無智の人である、ガリレオやコロンブスが辛苦して知り得た事を今日の小學校の生徒は知つて居るから、ガリレオ、コロンブスよりも偉らいといふたならば、誤つて居ると云はなければならぬ。舊時に遡つて無法の戰を主張した中に、外國人と云ふても夷狄禽獸の様に斯様に稱するに及ばんと云ふのは、其當時に於て何れの部分に位するかと云へば、開國黨であつて、外國人には踵が無いと云ふたやうな人を頑固な鎖國黨と云はなけ

ればなりません。それ故に時勢に因て、人の種類を分けなければなりません。若し純粹の開國論から云うたならば、佐久間象山初め松平薩摩守、伊達遠江守のやうな論者に於ても、亦た幕府の老中でも阿部伊勢守、堀田備中守等は、今日の度合を以て論じましたならば、鎖國黨になるかも知れません。併しながら當時の事情を考へて見れば、開國黨中に加へなければなりません。一戰して外國人を打破ると云ふのでなく、事情を詳らかにして開くべきは開き、止むべきは止めて、通商貿易は止むを得ざることであると云ふのは、開國黨に加へなければならぬ。固より井伊侯が今日の成迹を洞見して、開國論を稱へたものであると云ふのは、是は嘘の皮と云はなければなりません。其當時に於て何れに屬して居るか、止むを得ずしてやつたのか、或は初めより開國の思想が胸中に成立つて居つたかどうか。譬へて云へば、返したくはなけれども、借金取りが來て腕づく脅迫づくで談判したから金を返したのか。又は金を返さうと云ふ思想があつたのか。其心術を定めなければならぬ。そ

れと同じ度合で、開國か鎖國かを定めなければならぬ。是が今日の歴史家の判断の要諦であります。之に付て論じますと、井伊侯は矢張り此意味に於て開國家であつたと云ふことを論斷して、決して差支へないと云ふ證據を諸君の前に提出するこゝとが出来るのである。それは嘉永年間の上書を引くと分かる。是れは嘉永年間亞米利加の使節の來た時に、諸侯に問ふて議を決しなければならぬと云うて、幕府が諮問したことがある。此時に井伊侯が彦根の藩主の資格を以て、幕府の政に參せぬ前に論じたもので、之れによると、其の時の開港家の内に列すべき人物で、どうしても返さんと云ふのを借金取りが來たから止むを得ず返したといふのでなく、金は返すと云ふ考へであつたので、開港派であると云ふことを證據立てることが出来ます。嘉永年間の日記で、表に別段存寄下書と書いてあつて、其中にかう云ふことがある。「扱又交易の義は國禁なれど、時世に古今の差あり、有無相通ずるは天地の道也。祖宗の神に告げて、以來は此方より船を和蘭會所咬嚙巴の商館へ使はして交易すべし。交易の品、是は亞米利加、是はヲロシヤと分賣するは蘭人に任して互市すべし——」

嘉永年間の上書に斯くあるので、幕府の政事に參しない内から、古來港をまるで締切つて國禁であるとしてあるが、古今時に差があるから、時世の進歩に連れて、開港の事は斯様にしなければならぬと云ふのが、第一の證據物として有効の者と見認めなければならぬ。即ち借金取りが來て餘儀なく返したやうに、外國人から手詰の懸合をしたから開いたかと云ふと、決してさうでない。或る場合に於ては讓らなければならぬ、昔の規則を改めなければならぬと云ふのである。佐久間象山等の説と同様であるから、井伊侯を以て開國家の中に入れなければ、佐久間象山等も矢張り開國派から追出して鎖國家の中に入れなければならぬ譯になる。是等の點を考へて見たならば、區々の議論は自から消えるであらうと思ひます。併しながら開國のことに就て、井伊侯が先見今日あるを知つて爲したと云ふことは、云ひ過ぎた議

論である。又他の人が一向氣が付かなかつたのに、あの人獨り知つて居つたと云ふのも間違つて居る。阿部伊勢守も、堀田備中守も、安藤對馬守も、松平薩摩守も、皆此意味の人である。井伊侯も其中の一人であつた。それ故に此人の開港論、鎖國論の要點を定めましたならば、此議論に異議は無からうと思ひます。

九

併しながら此人の先見如何を論ずるは、此人物を評する要點でないと思ひます。其要點とする所は、責任を重んじて、信じた所をやると云ふのが、骨髓であると思ひます。其骨髓に付いて、人々が專擅であると云ふて批難をするが、其專擅であると云ふのを自信によつて押抜いたのが、即ち此人の此人たる所以であると思ひますが、それに付いては今日は議論が殆んど定まつて居ると云ふことを申さうと思ひます。

是より人物の評と文書の評として、井伊侯のために不幸を受けました人の、朋友の評を挙げますれば、栗本鋤雲先生は現在壯健で居られて、近日も「匏庵十種」と云ふ著書の再版が出で、其評が新聞に出て居ります。先生は幕末に外交の難局に當りて、其用向の爲めに佛蘭西の都まで往つた人である。それ故に當時の外交のことには、至極精しい人であつたから、私が著書を持つて往き、それを示して評を乞ひました。一體栗本鋤雲先生は阿部伊勢守最負の人で、水野越前守が改革をやつて、天下囂々とした。阿部が其後を受け、君子の風采を以て天下に臨んだから、四民安堵して、先に過ちのあつた人も用を爲す様になり、天下洋々として泰平を仰ぎ望んだその有様は、司馬溫公が王荊公の後に出了たやうだと云ふ位に評する程に阿部正弘を信仰した人でありませんが、此人が井伊直弼が條約を決行したことに就て、かう云ふ評を下して居ります。

「此斷此決、直弼に非らざれば、決して得ること能はず。正弘の賢と雖も、猶躊躇

踏を免れず。」

四八〇

私は能く其時の事蹟を知つて居るものは、此評を爲さざるを得ぬと思ふのである。段々述べ來りまして、大抵論辯の要を盡したと思ひますが、尙ほ一つ事蹟に涉る反對論者の説を擧げて、井伊侯は大事を身に引受けて、一身の安危と一家の安危とを顧みず、國家の大事の爲に身を危うするのを何とも思はなかつたが、此人の價値で、種々の細かい議論を以て是非するには及ばぬと思ひますから、結局此決斷が罪であるか、功であるかを判定すれば分ると思ひます。是は春嶽侯の手記で、前と同じく一つの證據となるべきものである。

「外國交易開港其他交際等、幕府より朝廷に伺ひ、勅許の上取計候様にと水尾越等建言せり。直弼君は朝廷及公家衆、交易開港等の儀は一切拒絶し攘夷を主張する時勢なるを以て、交易開港等、朝廷へ伺候ても勅許不相成、攘夷の詔降命あるべし。左候て攘夷を幕府へ引受候ては一大事、國家の危難申すまでもなし。一層

朝廷へ伺はずして、幕府の一決行可然との決斷なり。是亦諸侯の直弼君を惡む原因なり。諸侯は不申及、尾水其他も直ちに朝廷に伺ひ候方可然と道理を申立、公武内輪の情實は知る者なし。直弼君は公武の形況情實を配量するの取計らひを爲す。余は直弼君と反對論なれども、今考ふれば、直弼君の取計感佩せり。」

と記してある。是れは當時の反對論者で、殿中の問答も間接に與つて評議をした春嶽侯の筆に成つたものである。今日になつて思ひ起して、最早其事實を知り、公平なる考へを以て居る人は、當時の反對論者でも誠に此決斷が宜しかつたと云ふ。左すれば此一事は定まつた議論であると云ふても宜しい。

是れから私は總論に涉つて申しますが、全體開港のことに就て、決斷をやつたのが專擅であるが爲に怪しからんと云はれますが、若し決斷をやらなかつた反對は、どうかと云ふことを考へて見なければなりません。即ち此決斷をやらなかつた時には、何千萬人の頭に非常の害が落ち來ると云ふことは、殆んど百人寄れば九十九人

四八一

まで思つたならば、其事を斷行したのは國家に利益があつたと云ふことが、誠に公平なる評であると思ひます。其上にも凡そ大臣たるものは君主の知遇を得て、國家の大事は汝に任すと云はれたならば、此時には身を擧げて國家の犠牲とし、大臣たるの責を盡すのが當然であると思ひます。大臣の資格として斯くしなければならぬことである。若し井伊侯が何れにか托する所があつて、朝廷が斯様に仰せらるゝから、眼前に國家に大害があつても自分は之を譲ると云ふて、國事を誤るのが、眞實の大臣の職分でありませうか。若し立憲國であれば、別に可否を決る餘地もあるが、擅制時代にあつて、國鈞を執る人が、君主の專任を受くれば、一身を賭して自信を貫くより外に致し方はないと思ふ。之を爲すことは輕薄者流の能くすべきことではない。却つて私は世の中の人が井伊直弼は擅權なことを爲したと論斷するのが、此人の價値であらうと思ひます。

此一點に至つては、他の人も如斯論斷して居る。其人は決して經歷無き人に非ず。

思慮なき人に非らず、又井伊侯に因縁の無い人だと云ふことを諸君に向つて述べたから、私の結論の證據にすることが出来ると思ひます。前にも申した栗本鋤雲と云ふ人、此人は井伊侯に罪せられました岩瀬肥後守の朋友で、最も親しい人でありますが、「匏庵十種」の開卷第一に、岩瀬の履歷を擧げて之れを稱揚し、此人は誠に達識な人で有用の材であり、此人が開港に功のあつたことを、朋友の情として委細記述してあるが、其内に井伊侯の事に涉りて斯う書いてある。

「大老既に水戸老公始め、總て己の見に異なる者を排斥摺撃し、爲めに大獄を起し、遺族を芟除し、諸司百官盡く更新して、問答に齊しき者のみを任じたれば、爾時赫々の威は殆んど彌山倒海の勢を爲し、舉朝屏息、足を累ねて立つの思ひを爲す程にして、隨分恣意跋扈とも名付く可き人なりしが、唯餘人の成し能はざる一つの賞すべきは、外國交際のことには涉りては、尤も意を鋭くし、敢て天威に懼服せず、各藩の意見のために動かず、斷然として和親通商を許し、然る後に上奏

したるにあり。此一事たるや、當時に在りては天地も容れざる大罪を犯したる如く評せし者多しと雖も、若し此時に當り、一步を謬り此斷決微りせば、日本國の形勢は、今日抑も如何なる有様に至りしならん。軽く積りても、北海道は固より無論、對州まれ、壹岐まれ、魯亞英佛の爲め勝手に斷割され、内陸も諸所の埠頭は隨意に占斷され、其上に全國が背負つて立れぬ重き償金を債られ、支那道光の末の如き姿に至り、調攝二十餘年を経るも、創痍或は本復に至らざるべく、獨立の體面は逆も保たれまじく、思へば危ふき至極にてありしが、所謂神國の難有さは、祖宗在天の靈は其衷を誘きしと見え、人心危疑恟々の日に當り、大老斷然獨任し、膽力を以て至險至難を凌ぎたるは、我國にありては無上の大功と云ふべし。

大老曾て云ふ、岩瀬輩輕賤の身を以て、柱石たる我々を闇き、恣に將軍儲副の議を圖る、其罪の惡む可き、大逆無道を以て論ずるに足れり。然るを身首處を殊にするに至らざるを得るは、彼其日本國の平安を謀る籌畫圖に中り、鞠躬盡瘁の勞

没す可からざるあるを以て、非常の寛典を與へられたるなりと。大老の他の政蹟に就て見れば、此一言は眞に別人別腸より出でたるが如し。」

栗本先生は岩瀬の親友で、岩瀬は井伊侯に罰せられ、此文は岩瀬を主として草したもので井伊侯を伴説したものであるから、言はゞ反對の論法から來て、攻撃的文章で書いてある。されども此事實を没却せず、其功を録してあるは、好證文と思はれる。又岩瀬の罰せられたは、開港論でなく、相續論であることも、これで善く知れる。却つて開港の盡力によりて、相續論の處分を輕減したものと見える。是にて前に須藤時一郎君の當時の疑念も判然する事に思はれる。此文は明治八年頃の隨筆中に見えて、近頃再版になつて居りますが、流石に栗本翁は、一時外國奉行となつて、困難の衝に當られましたから、能く事情を知り時勢を觀て居りますから、斯く論じ得たのです。只今まで述べた所に依つて見ると、此人を目して姦人なり、邪人なり、擅横なりと、世の中で評しまするのは、時勢を詳らかにせざる皮相の見にして、一

身を犠牲に供して、外交の衝に當つて之を成し遂げたと云ふことは、私は至極欽慕すべき此人の價値で、非難の要點では無いと思ひます。私は一步を進めて論ずると、國のために大事を一身に引受けて、能く其大臣たるの責任を全うしたる人を、幕末の時に得たことを追想し、之と同時に、再び明治二十五年の立憲政體の上にも、責任を心頭に懸くる人物が欲しいと思ひますが、果して其人のあるや否やを知らず。私は唯だ未だ其人を見當らないのを遺憾に思ひます。

「開國始末」の校正を了りて

蛇足とは心得ますが、普通讀者の爲め、何かの御參考にもと、燕文「直弼が大老になるまで」一篇を付け加へました。多罪。

大正十三年十月

木下尙江

直弼が大老になるまで

二

一

徳川幕府の末期、阿部伊勢守正弘が老中首座として、外交問題に肝膽を砕いた時、此の内閣の左右の勢力とも言ふべき「御三家」と「溜の間大名」との間に、意見の衝突があつた。御三家は元より格別の家筋だが、溜の間も亦た是れ徳川に取つては柱石の大名達である。其頃會津、彦根、桑名、忍の四藩が江戸灣防禦の任を負はせられて居たが、是れは何れも溜の間の大名である。

此時水戸の齊昭と言へば、強硬な攘夷論者で、單に御三家の代表と言ふよりも、寧ろ天下の大勢力であつた。外夷の頻々來航するのは、近く天保年度になりて、寛永年度絶對的打拂令の手を緩めた爲だと言ふので、齊昭は阿部内閣に向て、打拂令

の復活を迫つた。阿部正弘は聰明圓滿な政治家で、此の艱難な時局に立つて内部の統一を保つて行く爲には、水戸の勢力を收めて行かねばならぬ事を心得て居た。されば米艦來航の時の如き、此の水戸老公の攘夷論戰爭論を緩和する爲に、阿部が如何ばかり苦心したかと云ふことは、當時阿部の信任を得て居た俊傑勘定奉行川路左衛門尉が、老公の謀臣藤田東湖へ贈つた左の書翰を見ただけでも能くわかる。

「然者過日は老君様御登城被爲在候て、扱々難有御事に御座候。右は私輩は勿論の義、阿閣老に於ても殊の外なる難有がりにて、老君様の御登城にて一安心と申候て、いか計りか心強奉存候様子に御座候。右に付ては別而河内守、私打寄候て、これにては世上の人氣も靜に相成候義と大悦仕、とり／＼申居候義に御座候。乍恐御苦勞被遊候は萬々に可被爲在候得共、御登城に付ては、先達而以來阿閣老より被申上候御勝手の御入費之事など、秘中の秘に御内慮等被相伺候事と奉存候。右は申上候迄も無之、思召を以て御登城之事被仰進、海防之事萬端御内話有之。

三

扱海防と申候得者、富國強兵は勿論之義に付、御勝手向内密之事を打明、御咄不被申上候ては、内外御分りも被成兼候故、御物語被及候哉と推察仕候間、右等之事外々へ漏泄仕候次第は無之事故、極々秘密之事と被思候様、定て阿閣よりも無如才被申上候事とは奉存候得共、別段御懇篤之御沙汰共段々被成下候事に付、不願恐御内々申上候。扱又右之書面類御覽被遊候は、これはと御驚も被遊、一體之事情も直に御承知可被遊候。右之御勝手之様子にては、外國と戦争いたし、縦令御勝利にても、一年と持ちこらへ候義は出來申間敷と奉存候間、薪に臥膽を嘗、上下一致いたし候て、十年の末には是非御國力を復古いたし、御武威相立、攘夷狄尊王室候と申候征夷府之御職掌、明に相立候様仕度ものと、毎度私輩迄へも阿閣老嚴敷垂誠有之候義に御座候。右之譯故、此節は逆も被成方無之次第。外より御覽被遊候とは違ひ、奥深く内輪之咄を御承知被遊候ては、容易に戦争等は難相成。今般墨夷之御穩に御取計可被成との御趣意、實に無御餘義、御間然被遊候義

は不被爲在義、折にふれ御示し被成下候は、老君様の御沙汰は、世人如龜箸仕候故、天下之人氣もげにもと靜に相成、御取締も相立可申哉。これは老君様に於て、若哉乍恐御迷惑之事歟は不奉存候得共、人氣を服し候義、公邊之御爲第一に御座候間、何卒右の御含被爲在候様奉存候。」
水戸君臣の倨傲心を納得させ、攘夷の本尊水戸の口から、天下の攘夷論者を説諭させやうと考えたものだ。

二

直弼が井伊家の嗣子と定まり、始めて江戸へ登城した時、溜間大名の中で領袖の位置に坐つて居たのは、會津藩主松平肥後守容敬と云ふ人であつた。此人はナカノの英雄で、閣老阿部伊勢守が水戸の齊昭に迫られ、外船打拂令を復活しようとした時、溜間大名の勢力を代表して猛烈に反對したのは、此の會津侯であつた。直

弼は餘程此人から政治的教化を受けたものらしい。直弼が彦根の舊知への書翰の中に、

六

「會津主は當今英勇の大將、天下之御爲め無二の忠心、實に感仗致候。申越候通り、良性院様（直元と言ひ、直弼の兄。此人若くして死んだので、直弼思ひ掛けなく埋木舎から宗家の嗣子になった）多年御懇意被爲在候處、不相替、我等にも懇情に預り、餘人に不被申事共、先我等に極密談じ被吳候次第にて、我等にも愚意之通り無覆藏申談じ居候事に候。」

又た他の書翰には斯う言ふて居る。

「我等事、御城にて評判宜敷敷之段申越。中々左様之事は無之候。但し大名にも面倒なるは多分有之。上の部は一向稀なる事。先づ我々杯は中の下位に可申と察居候。とても田舎者にては、江戸風は眞似も出來不申。只一大事之奉公をのみ頂曳も忘却不致まで之儀に候。勿論大名弘くも突合不申候得共、我等が心底を能存

知吳候者は、同席にて會津、是は斷金之交。表方にては佐嘉（鍋島）右兩侯より先づ無之候。猶心易く致候者は彼是居候得ども、中々以十分咄は出來不申、萬事由斷は不相成。扱々世渡りと申ものは、むづかしきものに候。」

去れば會津侯の方でも、未だ此の年若の彦根の世嗣を深く信頼し、幼き我が嗣子の指導方を直弼に依頼した。是は直弼の書翰の中に見える。

「我等事は此比は子供二人もうけ申候心持に候。十一歳の男子と十二歳之女子と、俄に二人子持に相成申候。

十一歳の男子と申は、會津の養子若狹守之事に候。一向幼年、登城もあぶなき位に候所、昨冬官位の節より、我等へ丸に肥後が頼にて、世話致吳候様にと之事故、無據世話致申候。當元日登城、未だ御禮計りと心得居候所、大廣間着坐爲致候趣、當日肥後申出。讚岐杯（高松藩主、松平讚岐守の事。溜間大名の一人）にも、着坐之儀は少し無理なる事と我等へ相談有之候へ共、何分致方なく、着坐に出候所、中程にては

七

大に退屈致し、烏帽子の紐を解き、なぶりかけ候に付、老中にも大に氣の毒がり申候。我等やつと紐結びつかはし申候次第、大に心配致候。女子は察之通りに候。右之段一興申入候。」

此の江戸城の大廣間、元日の晴れの式場で、退屈しのぎに烏帽子の紐を解ひて遊んだ無邪氣な少年が、會津籠城と云ふ幕末無二の悲壯劇の主人松平肥後守容保である。

三

會津の容敬は米艦渡來の前年に死んでしまつた。今嘉永六年、攘夷開國二黨接戦の本舞臺に於ける溜間大名の顔振れを見よ。

井伊掃頭守直弼(彦根) 三十萬石 三十九歳

松平肥後守容保(會津) 二十三萬石 十九歳

松平讃岐守頼胤(高松) 十二萬石 四十四歳

松平隱岐守勝善(松山) 十五萬石 三十七歳

酒井雅樂頭忠寶(姫路) 十五萬石 二十五歳

松平越中守定猷(桑名) 十一萬石 二十歳

松平下總守忠國(忍) 十萬石 三十九歳

堀田備中守正篤(佐倉) 十一萬石 四十四歳

酒井若狹守忠義(小濱) 十萬餘石 四十一歳

此中、彦根、會津、高松の三家は「定溜」と言はれて代々溜間詰の家格。松山、姫路、桑名、忍の四家は「飛溜」と言ふので、特別に命せられるもの。外に其人の功勞で「溜詰格」と云ふて、一代限りがある。此時、堀田備中守は先年老中を勤めた爲め、又た酒井若狹守は所司代勤務の功勞で、二人共「溜詰格」であつた。

會津の容敬が亡くなつた今日、家格と云ひ、年輩と云ひ、人物と云ひ、直弼は押し

も押されもせぬ溜間の代表で。「有無相通ずるは天地の大道なり」と云ふ見識で、愈々天下攘夷黨の本尊、御三家の代表、水戸の老公齊昭と正面衝突をすると云ふ幕が開かれた。直弼と齊昭との衝突は、直弼が大老職に就てから始まつたことでは無い。表面大老職の公座に立つたのは、言はゞ芝居の大詰である。

四

考えて見るに、直弼と云ふ人の信念思想は、國學と兵學と、主もに此の二つの教養から生まれて居るらしい。

彦根には此時既に本居派の國學が這入つて居た。直弼の開國論に關係の深い藩儒中川祿郎の父、小原君雄と云ふ人が、藩校和學寮御用掛で、此人が直弼の父直中の命令で、伊勢の松坂に本居宣長へ入門し、是れから本居學が彦根に傳播したもので、直弼も幼少から其の教育を受けた。長野主膳と云ふ男が矢張り本居派の國學者であ

つたので 青年の直弼が一見、意氣投合したのも無理はない。直弼は此の長野を師匠として勉學したものだ。

「過ぎし冬よりは古學にのみ心をよせ、古事記傳をはじめ、何かと國學ぶみをもとりあつめて見しほどに、惑問書一卷ものして、明答を待つになん」

是れは長野への書翰であるが、長野が「古學答問録」と云ふものを書ひて送つたので、直弼は斯う云ふ禮狀を出して居る。

「さてはだづね置つる古學の答ども、いとくはしく教へ給へるうれしさ、筆にもつくしかたくなん。とくと見侍りて、又こそたづね申べきを。あはれ此道よ、大人と共にやまと心を一つにして、今より後ひろく世に行はしめんと思ふなりけり。」去れば直弼と云ふ人の思想信念の中心は、非常な神權主義で。始めて幕府の諮問に應へた外夷處置の意見でも、大膽に開國進取を主張すると同時に、其の結論に於て、

「今度の御處置専ら海内の信義を得させられん事肝要と奉存候へば、第一に天朝に被達。伊勢石清水鹿島等へ勅使、日光山へは臺使を被立、海内靜謐國家安全之御裁斷可有を被告、兎角神慮に被爲任候はん事、神國の舊典、且人心をして一致なさしむべき御計ひ歟と奉存候。」

斯う言ふて居る。又た將軍の繼嗣問題で、「賢明」と言ふとを高調して慶喜をカッぐ一派の運動に對し、其れは漢土流の革命主義と云ふもので、我が日本の風習では無いと、直弼が熱心に反對したのも、皆んな全く本居流の國學から來た信念だ。

察する所、直弼も當時歐米の異人種に對しては、他の攘夷論者同様に、餘まり虫が好いたでは無かつたろう。けれども一たび宇内の形勢如何と言ふとを耳にした以上、退守か進取か、何れになりとも判然と態度方針を定めなければならぬ。直弼が斷然攘夷論籠城主義を抛ちて、進取的開國論を唱へたのは、兵學から來た政治の智慧らしう。

如何にもして天朝を説得して、夷狄禽獸の汚れた足に我が神國の聖地を踏ますなと云ふやうな、頑固な舊夢を晴らさせたいと言ふのが、直弼の心だ。天朝の威光をも借りて來て、我が攘夷論を幕府に實行させねばならぬと云ふのが、齊昭の望だ。齊昭が動もすれば京都の朝廷を動かして幕府の政治に干涉させる陰險の手段に對し、直弼が如何ばかり深く立腹して居たかと云ふとは、安政元年全國寺院の鐘を鑄つぶして鐵砲を造れと云ふ大政官符が幕府へ下つた時のもで知れる。梵鐘を鑄つぶして鐵砲を造ると云ふとは、齊昭が曾て水戸領内で行つたとだ。其れをば今ま天朝の命令を假りて全國へ實行しやうと云ふのだ。直弼は此時彦根に居たが、直に左の一書を老中の一人松平和泉守に贈つて猛烈に憤慨した。

「舊臘二十六日、京都に於て梵鐘を大砲小銃に鑄換可申段宣旨下り候趣傳承仕、驚入、虚説に可有之と存候處、實説に相達無之趣。武家へ一天萬乘之君よりケ様之宣旨下り候と申事は前代未聞。誠に神國之御武威も相衰へ。御時運とは乍申、

斯ては天が下は如何成行可申哉、是非も無之事に候。右に付一説には、關東より御下知と申風説も有之候得共、其儀にての思召立に候はゞ、關東より被仰付候はゞ、返て事輕にも相聞へ可申、何も京都之宣旨と相成候ては、皇國の瑕瑾と申者。有志皆々歎息より外は無之候。又一説には關白殿、水府の御續き柄に付、文通之處より出候様にも申候。京都の模様、此一條にても御遠察可被下候。」

齊昭と直弼。此の剛情な兩雄が、此の如く水火相容れざる精神を抱いて、御三家と溜の間と、内閣を挟んで對立した。八方美人主義に落ち易い阿部正弘が、中に立つて困つた様子が想像される。

五

直弼と水戸老公と一騎打ちの激論と云へば、直弼大老の後、假條約調印の節、老公不時登城の時の事が普通に世に傳はつて居るが、此の兩雄の論戰は、決して珍ら

しいものでは無かつた。安政元年正月二十六日、米國の軍艦が再び不意に江戸灣に現はれ、翌二十七日、更に大師河原沖迄進入した時、二十八日、江戸城内には御三家溜問諸侯の總召集が行はれて、大會議が開かれた。當日の模様が、水戸人茅根の筆記中に次のやうに載せてある。

「二十八日。老公御登城御延引之定日なれ共、夷船突入之故と見へ、閣老より是非御登城御座候様申上る。御答に、ケ様の節俄に登城杯候ては、人聽も不穩故、却て登城致間敷。若可議事あらば、各之内にて參られ候様にとの御答なり。然るに又々閣老より申上候に付、八ツ時、急御供觸にて御登城あり。此日溜り詰諸大名へも急登城被仰付候由。老公之御退出は夜四ツ七分なり。溜り詰一統より之論、皆交易論なりと云。溜り詰にて、井伊家殊の外邪論。」

「溜り詰一統よりの論、皆交易論。溜り詰にて井伊家、殊の外邪論」此の反對派の短い文章の中に、當時の政局に於ける直弼の立場と其の力とが、彫られたやうにカ

ツきりと浮んで居る。

開國の大方針は動かす事が出来ない。

六

齊昭は堪らえ切れずして、正弘に向つて内閣の改造を迫つた。今ま試に其頃の幕府職員録「武鑑」を開けて見ると、開卷第一「御老中」の部に、(一)阿部伊勢守正弘、(二)牧野備前守忠雅、(三)松平和泉守乘全、(四)松平伊賀守忠優、(五)久世大和守廣周、(六)内藤紀伊守信親、此の六人の名がヅラリと並んで載せてある。此中、齊昭の尤も氣に食はないのが、松平和泉守と松平伊賀守の兩名だ。齊昭から正弘へ送つた書翰

「只今の姿にては、何程貴兄のみ着實に御建議有之候ても、御同列一致之儀何共無覺束。たとひ表向御同意申ても、三奉行應接掛等より彼是姑息の論(開港論)起

り候へば、御同列にて暗に右へ和し候も難計——過日極密御話有之候二(牧野備前のこと)三(松平和泉)は勿論、四(松平伊賀)迄云々表發が何よりの御急務と存候。——萬々一、二三三四云々一條表發御六ヶ敷位にては、乍憚貴兄も御在職に相成間敷、愚老は勿論勇退の心得に候。」

立派な脅迫狀だ。

「二三四の一條、貴兄御身に取り候ては、嘸々御心配と深察致候へ共、かゝる御大事の場に臨み、聊も黜陟無之候て非常の改正被行候筈は決て無之候へば、爲國家、御一分の御迷を御忍び、御決斷之方と存候。扱二、三は碌々備員のみ故、御轉に可相成候へ共、四は先々御用に立候由。過日御内話の節も愚意申述候處、今程御決心に相成候哉。愚老見込は、二三は元より不足論處、四は俗論苟且御承知之通に有之。——四は廟堂俗論之根元に候間、萬一、二三のみ御動し、四が二番席に相成、貴兄の權を分ち候様相成候はゞ、天下之事不可奈何、臍をかみ候ても

間に合中間敷候。仍ては二三四、一同表發は今日の上策。右が御六ヶ敷候は、
 二は古老の廉にて先づ御居置、三四は是非御決斷有之度。」
 正弘も餘儀なく、安政二年八月、遂に松平和泉、松平伊賀の兩老中を罷めてしまつた。齊昭大得意。

七

すると、其の十月二日の大地震で、齊昭の股肱と頼む東湖が死んだ。同月九日、堀田備中守が溜間から出て、不意と老中になつた。齊昭は眞に寢耳に水の驚き。此時松平越前守慶永へ送つた齊昭の憤怒の書翰。

「此度再勤之者抔は、(堀田は先きに老中を勤めたことがある)ランベキ(蘭辭)故と申、阿(阿部)も不好、下官も不好候處、何れよりの建白にて相成候哉。表發後中納言咄にて初て承り申候。例、閣老出來候節、三家へ御相談有之候得共、此度指かゝり

故、無相談、被仰付候と申候由。右にて拙老は初て承知致候。」

是れは當時の著しい政變で、一時の問題であつたに相違ない。薩州の名君と言はれた齊彬は、松平越前への書翰で斯う言ふて居る。

「堀備之儀云々、是亦不思議に御座候。此儀は老公御承知之上と存候處、案外至極に御座候。閣中の様子内々承候得ば、堀田出候て、萬事心配薄相成候。——堀田撰擧之儀、一向不相分候得共、矢張阿(阿部)と牧(牧野)との所存にて無之哉と存候。溜詰より井(井伊)等の内、閣中之儀色々申候故、其爲撰擧にては無之哉と存候。」

「堀田出候て萬事心配薄相成云々」「溜詰より井等云々」是は肝要の文字だ。

阿部も水戸老公の機嫌ばかり取つて居るワケにならない。現實此の切迫する外交問題を解決して行かねばならぬ。御三家へ相談などしたら大變だ。正弘も思ひ切つて、黙つて、堀田を推擧してしまつた。堀田が出て外交の局に當るとなれば、攘夷

論は全敗だ。齊昭は眞赤になつて出仕を止めてしまつた。

二〇

八

中根香亭翁が「開國始末」の頭書中に、阿部正弘と堀田正睦とを比較して、

「正弘、白面温容、年四十を過ぎて少年の如し。正睦、顴顔豊肥、年紀五十餘。」
斯う描いてある。

直弼が始めて井伊の嗣子として登城するやうになつた頃、彦根の舊人へ遣つた書翰に、此の正睦のとが書いてある。

「同席格堀田備中守は、極上(將軍家慶)至て御嫌ひ。如何にも下品に相見え候風に候得共、老中も勤候人故、大に物馴、家來共も大に歸服致居候様子。歌道志深く候間、昨年来我等竊に懇意に致し、歌の取やり抔折々致候。右堀田役中の義は誰にも不申、甚秘居候得共、我等内々承り候得ば、行々之爲にも相成可申とて、老中

之内證、奥之衆之勤向巨細に咄被吳云々、」

正睦は年が五つも上で、其れに一度老中をも勤めて來て居るのに、直弼は食客同然の位置から急に拾ひ上げられた純粹の田舎漢だ。率直な正睦が何かにつけて注意してやつた様子が、此の文面で能く見える。

正睦と直弼とは性格が甚どく違つて居る。正睦が幕府へ出した開港の意見書、
「彼に堅牢の軍艦有之、我用船は短小軟弱、是れ彼に及ばさる一ツ。彼大砲に精く、我は器械不整、是れ及ばさる二ツ。彼が兵士は強壯、戰場を歴、我は治平に習ひ自ら武備薄く、是れ三ツ。右三ツにて勝算無之候間、先づ交易御聞届。十年も相立、深く國益に不相成候はゞ、其節御斷。夫迄に武備嚴重致度候。夫とも國益に候はゞ、其儘然るべき哉——」

何と言ふ平易明白な書き振りだ。直弼の「存寄書」などの重々しく勿體振つたのと並べて見ると、餘りに手輕過ぎる感がある。前きに將軍に嫌はれたのも、後に京

都で失敗したのも、皆な此の平明率直の爲めだ。能く外人の言を信じて、ハリスの將軍謁見、條約締結、萬事スラ／＼と運んだのも、亦た此の平明率直の爲めだ。

九

直弼は溜間の上首に扣へ、堀田内閣を後援して京都へも手を伸ばし、條約勅許の事に全力を注いで居たが、將軍繼嗣問題で、此の兩人遂に並び立つ事が出来ない事になつてしまつた。正陸の副使として京都へ行つた巖瀬肥後守、川路左衛門尉、是れは慶喜擁立の、寧ろ原動力である。正陸は一橋擁立の意見を有つて京都から歸つて來た。「賢を撰む」と云ふ支那の革命主義に反對な直弼が、大老の權威に立つて、其の所信を斷行するとなつたのは、自ら好んだワケでは無い、自然の運命と云ふものであらう。

(完)

大正十三年十一月廿四日印刷
大正十三年十一月廿七日發行

鳥田三郎全集 第三卷

編纂者 吉野作造
鳥田三郎全集刊行會代表者

發行者 福文之助
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

印刷者 渡邊爲藏
東京市京橋區日吉町

發行所 島田三郎全集刊行會
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

版權所有

定價四圓



發賣所

警醒書店
振替東京五五三番

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

島田三郎全集

第一卷	議會演說集 (既刊)	石川安次郎編
第二卷	社會教育論集 (既刊)	山室軍平編
第三卷	開國始末 井伊大老傳 (既刊)	木下尙江編
第四卷	日本國民對外思想の批判	木下尙江編
第五卷	社會主義と日本改造	木下尙江編
第六卷	明治憲政史	吉野作造編
第七卷	論文及書簡集	吉野作造編 内ヶ崎作三郎編

□全集の外に島田三郎傳(編纂吉野作造)を編纂するに付先生の隠れたる論策、書簡並に逸話其他の資料を普ねく蒐集したきに付寄贈又は貸與の方法により先生生前の知人諸氏の協力を希望します。

(照會先、東京・京橋・警醒社内 島田三郎全集刊行會)

定價各冊四圓 送料書留廿四錢
 四版六五頁餘 二重天金兩入
 (發行順) (分次賣)

終

